

資本主義の發展と地主制

——理論的把握のための一試論——

白 川 清

一、はしがき

二、商人および高利貸資本とその存立の条件

——一般的考察——

三、封建制危機と「新地主」

四、明治改革と地主制の展開

「資本主義の發展」〔地主制展開の論理〕

五、資本主義發展と地主制の危機

〔商品經濟の滲透と農民的・小商品生産の發展〕

〔流通構造の變化・資本の農村把握強化〕〔寄生地主制の凋落と變質過程〕〔小作爭議の原因とその意義〕

六、我が国小農と勞賃範疇

一、はしがき

日本資本主義論争の端緒的な開始は、一九二二年（大正十一年）であり、これが農業問題、とくにわが国の地主制の本質にかんする議論をとりいれて、本格的な資本主義論争としてたたかわれたのは一九二七年末からであつたといえよう。それからすでに三〇余年、このあいだ、多くの科学者がこれに参加し、論争の問題点もきわめて多岐にわたつたのであつた。とはいへこの論争過程で、終始中心的な課題になつてゐたのは、日本資本主義における封建制の問題、これであつた。それはおおまかにいつて、日本資本主義とくに農業部門における生産關係が、封建制であるか否かにかかつており、この論争過程は一貫して封建制を肯定する立場と否定する見解との対立であつたといえる。

いうまでもなく同一見解に属していても、論者によつてかなりへだたりがあつたし、また論争の發展段階によつて、各派の見解そのものにも大きな変化がみられた。とくに第二次大戰の後においては、この分化がはげしいといえる。しかし、この永い年月にわたる論争を経過しながらも、いまだに右の見解の差は解決されていない。とはいえこれらの全諸研究が、けつして無駄であつたのではなく、日本の学界の研究水準は、批判・反批判をつうじてきわめて大きな發展をしたし、諸問題にたいする解決もある点ではすでにあたえられているともいえるほどになつている。吾々はいま、日本資本主義にかんするすぐれた研究、幾つかの「金の紙」をあげることができる。だが、反面において、空論主義と実用主義が、政治主義と経済主義の見解が、またしばしば観念論的・教条主義の見解や水掛論が、この論争に混乱をあたえたことを指摘しなければならない。

わたくしは本稿において、長い期間にわたる資本主義論争を、集約・紹介しようとするのではない。また、本稿は、私が理解し難い諸説にたいして、私の批判を展開することを主目的とするものでもない。さらにまた、相對立する諸見解を統一する意図のもとに、一案を提示するものではない。たしかに、諸見解の相違が解決されることは望ましいことではあるが、それはただに理論上の問題だけでない面をもつているのが現状であるから、そう簡単にはなしえないことであろう。ここで明らかにしたいことは、わが国の寄生地主的土地所有の本質は何であるか、その生成と發展と後退という全過程にはいかなる論理的な必然性があるか、ということ、日本資本主義の發展との関連において明らかにしようとするのである。いますこし詳しくいえば徳川封建制の中・後期における商品および貨幣流通の漸進的な農村侵入が、この地主制をいかに生成發展させたか、および純粹封建制解体後においてどんな対応形態をとつたか、さらにまた、資本制商品生産・流通の急激なる展開と農村侵入は、この地主制をいかに変質させたであろう

かということ、経済構造的にとらえるための一試論である。後述するごとく地主制は、商人資本ないし高利貸資本という性格を、本質としていたと考えるのであるが、右の過程において彼等は封建制後期においては、領主支配の経済体制を崩壊させるもののひとつとして立ちあらわれたのであつた。しかるに、それは、資本制商品経済の国内市場支配体制の確立―資本制経済法則の滲透―が進むにつれて、その安住の座を握りくずされて衰退に向うといういわば、ディアレクティシユな過程がみられたとわれわれには理解される。だが、ここにおいては、右にのべた過程を、過去の研究・資料にもとづいて分析論証するものではない。日本における商品経済の進展が、右のディアレクティシユな過程をいかにおしすめたかということを、経済構造的な見地から一般的・概括的に展開し、かつ若干の諸見解にたいする疑問・批判をのべようとするものである。

以上のごとき見解にたつとき、日本における寄生地主制論は、多くの混乱をのぞくことができると思われる。とくに戦後における封建制論が、何故に主張されるかということ、およびその見解における問題点や誤りも明らかにするであろう。いうまでもなく本稿は、一試論にすぎず、それゆえに、とくに、経済の歴史的発展過程にかんする理論的研究に立脚するところの諸批判を期待しなければならぬ。なお、従来の資本主義論争にたいして、本稿がいかなる点に問題意識・批判点をとらえているかということは以下の論述によつて明らかであろうから、ここではふれない。ただ、日本資本主義の構造的把握・とくに地主制の解明にあたつて、以下にのべる二、三の点が本稿の基礎視点なのであるが、それは経済現象の分析に要請される重要視点であると思われるから、かんたんに指摘しておこう。けれど、こうした点の不明確さが、しばしば科学的分析を混乱におとしいてきたと思われるからである。

その第一は、価値法則の農村への侵透についてである。商品の生産と流通のあるところには、すべて価値法則があ

るとはいえない。すなわち、資本主義的生産より以前においても、種々の商品交換がなされていた。それは商品であるから、価値はあるといえるが、価値法則が経済の動きを調節したり支配したりしてはいなかつた。社会的労働を諸生産部門間に配分するというこの価値法則は、資本主義的商品生産の社会における法則であり、しかもそこでの基幹法則なのである。われわれは「半封建的土地所有制」の農業支配・いわゆる制度的な面を強調するあまり、農業への価値法則の滲透を軽視してはならない。明治以来、急速に發展していつた資本主義的商品生産および流通が、はじめは徐々に、しだいに急速に農村へ滲透していつた。それゆえ、地主制の本質規定が重要であるとともに、商品流通とくに資本制経済諸関係の發展による価値法則と、地主制との関連を正くしとらえねばならない。

第二に、資本主義の發展段階と経済理論の適用の問題、これである。宇野教授は、経済学の研究分野を三つに区分し、「段階論」の意義とその任務とをのべられている。⁽¹⁾歴史的一段階である資本主義社会といつても、いくつかの發展段階を経過する。この資本主義社会において、基本的に貫くものは資本主義固有の価値法則なのであるが、その發展段階・つまり経済的諸条件が變化すると、価値法則の支配の仕方・發現の仕方がめられてくるのである。経済学上の法則や公式は、既成の歴史からその發展の方向にそつて、抽象することによつてうちたてられたものであるが、この法則や公式を時代も条件も異なつたところへ、機械的に適用することは、歴史的類推であり空論である。資本主義論争においても、經濟發展の法則を、あたかも永続的な自然科学の法則のごとくに適用する傾向がみられた。そのために封建制と資本主義の両者併存説や、「半封建的資本主義論」などにみられるごとく、日本では他の国の資本主義のばあいと異なるという「特殊論」が永く存続する根拠があつたと思われる。科学的考察において重要なことは、特殊性の把握にあるのではなく、むしろその特殊性のなかに一般性が如何に貫かれているかということである。

とくに農業の發展については、原理論的把握をそのまま現代に適用する傾向がみられたが、それでは問題の解明にすこしも接近しえないであろう。

第三に、経済主体の本質を解明・規定するばあいにもつとも重要な点は、それがいかなる経済的・社会的機能をもつているかという点であろう。経済社会において、ある経済主体がいかなる本質ないし性格のものであるかということは、それを取りまく経済的諸条件のうちで、いかなる関連をもち、どのように機能しているかということが、その主体の本質を規定する。わが国の土地所有制論争において、たとえば地主の土地所有の広大さや、貸付地を有する等のいけば外形上のことから、ないし諸遺制を引き出して、それが封建制であるかを論ずる傾向——いけば形骸論——がみられた。つまり地主制の生成・確立・發展・停頓・解体という一連の過程が、地主制のもつ経済的機能・したがつてその本質からとらえられていなかったと思われる。後述のごとく資本主義的生産が發展してゆくと、農業生産が同じく小生産者によつてなされているにしても、資本の農業把握が變化し強化される。したがつてこれに伴つて、商人高利貸的な寄生地主の経済的・政治的な機能も變化せざるをえない。私はかつて地主の土地諸改良事業にたいする諸投資活動の史的變化を研究したのであるが、その面においても大正末を転期として、地主の機能が變化していた。⁽²⁾外形論や遺制論の視点からは、けつして地主制を正しく理解できないし、しばしばみられるように、農業が資本主義化しないかぎり封建制が支配するという論になる。

註(1) 宇野弘蔵『経済原論』上巻序論、『経済政策論』二三〇頁参照。

(2) 拙著『土地投資とその組織』——山形県庄内における実証・史的研究——第五、六、八章参照。

二、商人および高利貸資本とその存立の条件

—— 一般的考察 ——

日本の寄生地主制の生成とその発展過程とを具体的に検討するとき、後述するごとく、商人資本および高利貸資本、またはそれと本質を同じくするものが、地主の主流をなしてきたと考えられる。そこで、いわば予備的考察として、本質的・一般的には資本制商品生産の社会・産業資本の総循環には対応しないところの商人資本および高利貸資本とはいかなるものであるか、およびその存立諸条件について若干の考察をしよう。⁽¹⁾

註(1) マルクスは「商人資本または商業資本は、商品取扱資本および貨幣取扱資本という二つの形態または亞種に分裂する……」(『資本論』長谷部文雄訳、第九分冊二四五頁)。「吾々は商人資本を、資本制生産様式の立場から……考察してきた。……商業資本もまた、事実上では資本の・歴史的に最も古い自由な実存様式である」(同上、三五七頁。なお三六八頁)といひ、商人資本と商業資本との用語上の区別が明らかでないように思われる。宇野敏教授は両者を区分している(『経済原論』上巻七五—八二頁。下巻二三五頁の註および二七五頁参照)。私も両者を一応区分した方がよいように思う。いうまでもなく現実の社会で、両者が截然と分れて現われるわけではないが、商業資本とは産業資本の循環における流通過程を一特殊資本が彼の特権機能として自立化したものであり、商人資本とは資本制社会での資本の一定在様式ではなく、それ以前の形態である、と。以下、これに準じて用うる。

商人資本および高利貸資本は、エンゲルスの指摘するごとく、貨幣および商品流通の発生したのちの、古代・中世の歴史的諸段階のいずれにも存在したのであつた。この両資本は、資本主義的生産様式に先行する諸段階において、独立した・支配的な資本の存在形態であつた。この両資本が前貸価値を増殖する仕方は「一般的なる必然的根拠を有する価値増殖ではない。相手から価値を移転せられるにすぎない。……かくてこの形式の資本はそれだけでは社会的

に支配的になり得ない」(傍点筆者)のである。いま、商人資本の循環過程を表示すれば、

$$G-W-G'(G+g)$$

である。これを単なる商品流通の表式たる $W-G-W$ と比較するとき、ここでの G は商品の形態変換の単なる中間的媒介の役割を果すにすぎないのである。しかし商人資本の循環の始点における G は、第一に流通の媒介者としてではなく、流通の開始者としてある。第二にそれ自身より大きい貨幣額に転化するものとして存する。ここでの第一段階の $G-W$ は、売るための購買であり、第二段階における $W-G$ は g ・つまり商人利得をうるための販売である。しかも商人資本は、直接的な流通過程のうちにおいて、価値増殖をする点に特色がある。この売買の過程は、いまでもなく資本家のばあいのごとき価値通りの交換ではない。

他方、利子生み資本の古風な形態である高利貸資本の循環表式は、

$$G-G'(G+g)$$

であつて、その価値増殖はなんらの媒介もない直接的なものとしてあらわれる。ここでの増殖部分 g が何に由来するかということは、その資本にとつては何ら関知するところではなく、彼の関心事はより多くの貨幣として回収することだけである。商人資本における価値増殖過程なるものは、商品の売買という経済的機能のうちにあらわれたのであるが、高利貸資本にはそれさえなく、無媒介的に自己を増殖するという点で、いつそう魔術的である。この貨幣を借りうける者は、単なる貨幣として・流通手段として・多くの場合消費的に使用する貨幣の使用価値にたいして利子を支払うのである。ともあれ商人および高利貸資本 G は、投下されたのちに、いずれも G' つまり $G+g$ として増殖されたものとして環流してくる。

この両資本形態は、資本の大洪水以前の諸形態に属するのであり、両者は双児の兄弟である。それが実存に必要な条件は、単純な商品および貨幣流通の存在のみであり、諸生産物のすくなくとも一部分が商品に転化していること、つまり商品交換が存することだけである。さらにそこは、自然経済を基礎とする、かつ小さな自分自身の労働諸条件を所有または占有して、自己の労働力をもつて生産している小生産者の支配的な経済段階の社会である。この小生産者の人格は、自由・独立であれ非自由であれ、いずれでもよい。このような小生産者の生産様式のもとにおいて、商人および高利貸資本が、その前貸価値を増殖するのである。この増殖される価値部分 g は、けつきよくは不等価交換によらざるをえない（商人のばあいには流通費用を要するのであるが）のであり、商品経済の合理的根拠をもたない増殖なのである。つまり商人資本の利得は「大部分は詐偽瞞着から生ずる。……かの「未発展な」生産様式のもとでは、商人資本が剰余生産物の主要部分を取得……」⁽³⁾する。また高利貸資本の増殖は「利子の形態のもとで、生産者たちの必要かくべからざる生活維持手段（後代の労賃にあたる額）を超えるすべての超過部分……」⁽⁴⁾を、利子率を無際限に高めることによつて呑みこんでしまう。かくして未発展な小生産者たちは、商人との間での商品販売と購買の過程、および高利貸からの貨幣の借入れという過程において、その全剰余労働部分、いなむしろ多かれ少かれ生活維持のための部分にまで食いこんだ収取をうける。マルティン・ルターの『商取引と高利』にたいする告発も、また右のごとき両資本の掠奪的収取に起因する。

ここでの「不合理な価値増殖」ということは、けつして本来的な意味での「経済外的強制」による収取を意味するものではない。近代社会における産業資本の循環表式は、

$$G-W \cdots P \cdots W'-G' (G+\omega)$$

である。ここでも始点がGであり、一循環の終点がG' (G + ΔG) であるという点においては、商人資本や高利貸資本と同様である。しかし、近代産業資本の循環においては、資本の生産過程 $\dots P \dots$ を・価値増殖過程がそのうちに含まれているのである。したがつてここでは、第一に、商品の流通過程は価値通りの交換が支配している。ここでは価値法則の貫徹によつて、利潤率の均等化傾向が、資本の自由なる移動・フォーゲル・フライな労働力の各産業部門への配分ということが、自律的・無政府的になされている。第二に近代社会においては三大階級が分立し、これに対応して労賃・利潤・地代という三つの所得範疇が独立している。資本主義社会にあつては、労働力の価値規定を通じて、全剰余価値部分が自律的に資本の手に帰する。それゆゑ諸資本、たとえば商業資本にせよ利子生み資本にせよ、価値増殖の源泉を有し、剰余価値の一定部分を取得する。つまり資本主義社会においては、価値法則の支配、および諸資本が独自の・自律的な価値増殖の根拠をもっているという点において合理的なのである。

ところで、すでにのべたごとく、商人および高利貸資本の存立基盤は、小生産者の支配的な場であつた。自由であれ非自由であれ、これら小生産者は、自己の労働力とその占有または所有する生産手段とをもつて生産活動をしている。この、それ自体として完結した小生産者の生産様式のもとにおいては、労賃・利潤・地代という三つの所得範疇が独立のものとしてあらわれているのではなく、いわば未分化の状態にある。したがつてここでは、第一に、商人および高利貸資本の増殖する価値部分は、独立化された源泉として小生産者の内にあるのではない。また第二に、労働力と生産手段とが結合されている小生産者の間には、厳密な意味での価値法則が貫徹してはいない。それゆゑ資本主義社会では、全剰余価値が法的に資本に収取されたのであるが、商人資本や高利貸資本の価値増殖は、こうした法則性をもつていない。商人資本の増殖は不平等交換が大部分であるし、高利貸資本も利子を支払う根拠のない小生

産者から利子を取り、小生産者の困窮がはげしければいつそう強度に収取し、しばしば生活維持手段にまで喰いこむという残酷・不合理な・規則性をもたない価値増殖をすすめる。以上のような意味において、前期的資本の増殖は不合理なのである。

かかる不合理な価値増殖様式をもつ商人、高利貸資本は「……その直接的な商人的詐欺やその高利・によつて、農村を経済的に搾取するのである……」⁽⁵⁾（傍点筆者）。この商人資本および高利貸資本という「両者は、経済的強制以外の強制なしに、自然に、慣習法として発生……」⁽⁶⁾（傍点筆者）したし、かつ経済的に増殖し発展するのである。

註(2) 宇野弘蔵、前掲『……原論』上巻、七六頁。

(3) 『資本論』第九分冊、三六八頁。

(4) 同書、第一〇分冊、五二五頁。

(5) 同書、第一一分冊、三六七頁。

(6) エンゲルス『家族・私有財産及び国家の起原』、岩波版、二一九頁。

以上のような性格と富の増殖様式をもつ商人資本および高利貸資本は、歴史的な経済の発展段階において、どのような経過で生成・発展し衰滅するのであろうか。両資本による不合理な、しばしば偽瞞と強奪とによる小生産者からの収取は、彼等の手中に膨大な貨幣財産の集中をもたらす。この収取の過程は、おくれた・個々分立する小生産者だけではなく、奢侈・浪費的なものをさえ没落させ、その土地や家屋等の所有名義を剝奪して、それをますます分解せしめる。このような商人および高利貸資本の集中・膨脹ということが、古代や中世の社会の基本的な社会関係をつねに破壊するものとして作用したのである。こうした社会、たとえば中世封建社会における非自由な小生産者は、身分制度のもとにおかれており、領主に人格的に隷属し、農民は土地に縛られており、自給自足の経済を主としていた。

他面・封建制は、彼の隷従農民の数を維持し、地代収入を確保するために、商人や高利貸の活動を強く制限していた。しかし一方において、農業生産力の発展は、領主支配下の小生産者の剰余価値部分を漸次増大させた。他方において、それとともに些細な・分立した商品＝貨幣の流通が、共同体をこえて個々の小生産者にまでおよびようになる。こうした経済的諸条件の発展・つまり封建制度の内部的諸矛盾の発展は、商人や高利貸が小生産者にたいして吸着する可能性を広範にする。そして、この両資本による小生産者の土地財産の剝奪や、封建支配者層にたいする吸着は、封建制の危機・その内在的矛盾を刺激し、いつそうその矛盾を助長拡大する。

封建的生産様式の資本主義的生産様式への過渡的時期は、産業資本の創生期であり、前期的資本の段階である。それは前期的資本が、産業資本に転化してゆく過程であり、政治的側面からいえば絶対王制に対応している。資本制生産は、資本主義的蓄積に先行し、その出発点である一蓄積を前提している。この本源的蓄積の過程とは、小生産者の労働力と生産手段とを分離する歴史的過程であり、資本関係の創出とその不断の拡大再生の過程である。この資本関係を創出するためには、「……一方では直接的生産者を土地の単なる附屬物（隸農、農奴、奴隸などの形態での）たる位から解放することを前提とし、他方では、人民大衆の土地の収奪を前提とする……」のである。すなわち、本源的蓄積とは、一方においては、小生産者を封建的諸制限から解放して、彼を自由な小土地所有者に転化し、他方では、小生産者がたつた今うけとつた自由な土地所有を奪いさるという矛盾した過程なのである。

この過程における小生産者は、依然として小生産者ではあるが、「支配＝および隷属諸関係」から解放されている。彼が「自由なる小土地所有者」であるということは、小生産者の労働力と土地とを結びつけていた鎖が切れ去つたことであり、生産手段を失うという自由を獲得したことである。（これはまた、封建的土地所有形態から資本主義的土地

所有形態への過渡的土地所有形態なのであるが。鎖が切れたからこそ「多数の人間大衆が突然且つ暴力的に彼等の生活維持手段から引離されて無一物〔Vogelfrei〕なプロレタリアとして労働市場に抛り出される……農民、生産者、すなわち農民からの土地収奪……」⁽⁸⁾というプロレタリアの創出が進行する。農民は自由な小所有地を失い、彼は彼の労働力こそ唯一の自由な所有物・したがって労働力を売らなければ生活しえないものとなった。他方、農民の生産手段を剝奪し、これを集中するものこそ、商人資本および高利貸資本である。じつに、封建的生産様式の資本主義的生産様式への転換こそ、商人および高利貸資本の収取による蓄積をもつてこの過程を実現する。この過程はさらに「社会的集中で組織的な暴力たる国家権力」による「植民制度、国債制度、近代租税制度および保護制度」⁽⁹⁾等によつて、いわゆる重商主義的諸政策によつて、温室的に促進されて過渡期間を短縮した。

註(7) 『資本論』、第一分冊、四頁。

(8) 同書第四分冊、三〇九頁。

(9) 同書、第四分冊、三七九頁。

なぞ宇野教授はこの過程を次のごとく明確に集約している。「……絶対王制は、資本主義の国内的な発展の障害をなし来たつた旧封建社会的政治関係を破壊し、国内資本主義の発展によつてその財政的基礎を確立することに、その発展の道を見出すのであつた。しかもその手段においては著しく封建的性格を残し、その目的においても屢々中世的なものを国民的規模において実現しようとするこゝとさへ少くなかつた。……重商主義の経済政策は、かくて二世紀に亘るイギリス資本主義の発生期を通じて、……商人資本によつて行われる資本の原始的蓄積を促進する手段として役立つたのである。……商人資本はしかしこの政策によつてその存立の根柢を自ら破壊してゆくのであつて、資本としては産業資本にその支配的地位を譲るより外に途はないことになる」(『経済政策論』四六―五七頁。傍点筆者)と。

商人資本および高利貸資本の「自立的で優勢な発展は、生産が資本のもとに従属しない……」⁽¹⁰⁾とところにおいてであ

り、生産手段と労働力とが統一された・自給的な・使用価値を目ざすようなおくれた小生産様式のもとにおいてである。両資本が右のごとき小生産者を破滅させ、おのずからは龐大な貨幣財産を集中するという増殖の過程は、「高利も商業と同じく、ある与えられた生産様式を利用するのであつて、これを創造するのではなく、外部からこれに関与するのである。高利はこの生産様式をたえず利用するために、これを維持しようとするのであり、保守的であり、これを一層悲惨なものたらしめる」⁽¹¹⁾のである。前期的資本のこのような保守的ないし反動的でさえある面は重要ではあるが、これを固定的にとらえてはならず、かつ封建的生産様式から資本制生産様式への移行過程において、両資本の果す役割と、産業資本の創出過程における両資本の位置・資本への転化を見落してはならない⁽¹²⁾。

註(10) 『資本論』、第九分冊、三六二頁。

(11) 同書、第一分冊、五五四頁。

(12) 大塚教授は「中産的生産者層を近代資本主義の方向へ分解せしめて行く主体的推進力は…前期的な商業および商業資本のうちでなく、中産的生産者層の…」もつ商品生産者としての自己分解によるのであり「商業資本、況んや前期的商業資本……がこの分解…に近代的方向を与える―即ち分解された両極を産業資本に構成する力(性格)……」(『近代資本主義の系譜』一〇―一二頁および二三七頁)はないし、あつてもその形成は不完全、むしろ偶然にすぎないとされる。この見解にたいして飯淵敬太郎氏は『日本信用体系前史』の序言において「遺憾ながら根本的に誤つており、顛倒している。……反対に、商業資本・高利貸付資本は、産業資本発生の端初に於て、産業資本の主要な起点となつてゐる。」大塚説なるものは「マックス・ウェーバーの『精神』『倫理』の説に論拠を求めている」と批判されている。筆者は歴史にかんする発言権はないが、資本主義的生産の発生・発展を中産的生産者層の自己分解のみに求めることは理解しがたい。後述のごとく、前期的資本による分解作用は、資本制生産の前提条件を形成したのであるし、この前期的資本は、一定の歴史的段階においては産業資本に転化すると思われる。

両資本は、基本的には資本制生産様式以前の時代において、資本そのものとして意義をもつところの、二つの異なる

つた資本形態である。この商人および高利資本が、非自由であれ自由であれ、旧労働諸条件の占有または所有者を破滅させ、彼等の手中に貨幣財産を集中するということは、まず第一に純粹封建的および過渡的土地所有關係を蚕食することであり、その内部的諸矛盾を激化させた。第二に「商人資本の実存および或る特定高度までの發展は、資本制生産様式の發展のための歴史的前提……」⁽¹³⁾なのであり、また「高利は、産業資本の諸前提を形成するための有力な一槓杆……」⁽¹⁴⁾なのであつた。右の前期的資本の富の集積と、それによつて小生産者を分解せしめるという「この過程が……旧生産様式の代りに資本制生産様式を生ぜしめるか否かは、まづたく歴史的發展段階に……依存する」⁽¹⁵⁾のである。それは次のような意味であると考える。資本主義的生産は、前期的資本の發展それ自体から生じたものではなく、前期的資本をもつて「一の生産様式の他の生産様式への移行を媒介したり説明したりするためには不充分である」⁽¹⁶⁾。新生産様式が旧生産様式にとつて代るといふことは、生産力と生産關係との矛盾がもはや制しきれなくなつたのである、したがつて、資本制生産様式の展開とは、生産諸力の發展が封建制の諸桎を桂桎とするに至るといふ、封建制解體の内在的要因が成熟することを前提とする。したがつて、商人や高利貸資本の価値増殖——自主的な貨幣財産の形成および旧生産諸条件の所有者を破滅させる——は、生産諸力の發展によつて右の封建的生産様式の矛盾が激化し、資本制生産に移行せざるをえないという内在的必然性が熟した段階のもとにおいてのみ、はじめて産業資本のための諸前提を形成するということである。右の諸前提条件の成熟のもとにおいて、資本制生産様式への移行が幾通りか——生産者が商人となる道、ないし商人が生産者になる道⁽¹⁷⁾——の仕方で行進すると解される。

右のごとき段階における商人や高利資本による収取・小生産者の分解は、近代資本主義の方向への分解である。これらによつて形成・蓄積された貨幣資本は、「農村では封建制度により、都市では同職組合制度によつて、産業資本

に、転化すること、を妨げられていた」のであつた。しかるに、その産業資本への転化の障碍は「封建的家臣団の解体とともに農村民の収奪および部分的追放とともに、なくなつた」⁽¹⁸⁾のである。この「制限」のなくなつたところでは、商人および高利貸の貨幣資本は、産業資本に転化しうる。たとえば重商主義の保護下において「直接に掠奪・奴隷化および強盗殺人によつて獲得された財宝が……資本に転化した」⁽¹⁹⁾のである。小生産者への吸着によつて蓄積された貨幣資本は、いまや裸にされた小生産者の血を吸う様式に転化する。産業資本の創生期において、資本が要求するものは、人民大衆の奴隷状態であり、労働力を売らなければ生活しえない大衆の存在である。じつに「資本は、頭から爪尖に至るまで凡ゆる毛孔から血と汚物を滴らしつこの世に生れ」⁽²⁰⁾出すのである。右のごとき、前期的資本が小生産者に吸着し、本源的蓄積の本質的過程たるプロレタリアを創出し、産業資本主義が發展することは、彼等の存立の根柢を自から破壊し狭隘化することであり、資本としては産業資本にその席をいずらざるをえなくなる。

註(13) 『資本論』、第九分冊、三六〇頁。

(14) 同書、第一〇分冊、五五五頁。

(15) 同書、第一〇分冊、五二四頁。

(16) 同書、第九分冊、三六一頁。

(17) 同書、第九分冊、三七六―九頁参照。

(18) 同書、第四分冊、三七七―八頁。

若干の補。宇野教授は次のようにいう。中世封建社会の近世ブルジョア社会への転換の「この過程において資本は商人資本の収奪による蓄積をもつてこの転換を実現する」(『経済政策論』四六頁)「資本(高利貸資本……筆者)もその一定の發展段階では社会的に支配的地位を占める産業資本に転化しない限り存続し得ない……」(『経済原論』上巻八〇頁)。

(19) 『資本論』、第四分冊、三八四頁。

《若干の補》レーニンはロシア諸県での農民層分解を検討してのち「わが国では、商業資本および高利貸資本は産業資本とむすびついているかどうか？ 商業と高利貸業は、古い生産様式を分解して、そのかわりに資本主義的生産様式をもちこんでいるか、……さきに検討した資料が……ほかならぬ肯定的な回答を……」と与えているという（『ロシアにおける資本主義の發展』大月書店刊「レーニン全集」第三卷（上）一七六頁）。

庄司氏は、寛政の藩政改革から明治四〇年頃までの会津藩領内について研究され「注目すべきは地主徳米……と特産物の商品化とを媒介としてえた商業利潤によつて「産業資本家へと成長する階層が形成されている事実」を指摘されている（『商學論集』第二三卷第五号「商品生産と寄生地制の成立」一四五頁以下、とくに二〇四頁以下）。

（20）『資本論』、第四分冊、三九六頁。

小生産様式の土壤において価値増殖をしていた商人資本および高利貸資本も、両資本による小生産者の破壊が進み、農業からの工業の分離が・産業資本の發展によつて、その存立条件が狭隘化し、ついに消滅せざるをえない。その崩解とは、端的に・原則的にいうならば、近代資本主義が国内の全生産を支配してしまうときであり、小生産者を賃労働者と資本家とに分解してしまうときである。なぜならば、ここではいまや、金貸資本をして高利貸資本たらしめていた「借手の姿容」は変化し、また「安く買つて高く売る」ということを可能にしていた商人資本の対象も原則として消滅してしまい、両資本をそのような資本たらしめていた条件が無くなつたからである。ここでは資本制経済法則が・価値法則が完全に支配しているからである。⁽²¹⁾

とはいえ、現実の社会における資本主義化は、このように純粹・完全になされるものではない。産業資本の確立、その国内市場の支配が深化しても、さらに独占資本の段階に入つてさえも、諸種の形態での小生産者が広く残存しうる。そのかぎりにおいて、商人資本や高利貸資本の存立する基盤も存続する。そしてこの基盤——国民経済のうちの資本主義化されていない一ウクライド——にたいして資本主義的商品諸關係が滲透しないあいだは、商人や高利貸資本が以前と

ほぼ同様に小生産者を支配し、はげしい収取をつづける。

しかしながら、資本制生産の発展とともに、小生産者、商人および高利資本、近代資本等々の相互的諸關係は變化せざるをえない。すなわち産業資本の確立・発展にともなつて、非資本主義ウクライドにも非資本制商品に代つて資本制商品が、高利に代る近代的信用關係が浸透する。それにともなつて、後れた封建的な技術のもとの自給的小生産者は、一般的に單純商品生産者化を一そう進め、技術構造と生産力とを發展させる。もつともこの近代資本は、相手が小生産者であるかぎり、商人的高利貸的性格をもつて小生産者を把握してゆくのであるが。ともかく産業資本の市場獲得や、商業資本の直接的な農村浸入によつて、旧來の商人が排除されたり農村における代理店に転化され、高利貸も近代的信用の小生産者間への浸入によつて圧えられる。彼等は小生産者の存するかぎり存立しうるけれども、近代資本と小農の商品生産化によつて、活動範圍を制限されいけば資本への從属化傾向を強める。さらに独占的經濟諸組織が發展し、最大限利潤の法則が支配するようになると、右の傾向は一段と強化される。ここでは、非資本主義的ウクライドのみでなく、中小の資本家さえ価値の横奪をうけるようになる。⁽²²⁾また、商業資本は産業資本循環の一分肢として位置づけられたとき、すでに産業資本に從属する地位になつていたが、独占の發展は中間商業者の「独立性は、ちやうど独立の主人という尊称をもつ家内工業の独立性と同様に、擬制的なもの」⁽²³⁾にされる。商人資本もまた一般的に、事実上の賃労働者化させられてしまふ。前期的資本の小生産者に吸着する範圍は、小生産者が独占資本に直接とらえられることによつて狹隘化し、また彼等自身も制圧されるようになる。前期的資本と小生産者はともに独占資本に制圧せられるが、前者は後者にそのしわ寄せをし、少生産者にたいする弱められた吸着をつづける。

註(21) 宇野教授は前掲『……原論』において、商人資本の価値増殖は「商品經濟が根柢から行われていれば……原則的には不可

能といつてよい」(七六頁)。金貨資本も「商品経済が社会的に全面的に行われることになると、そういうようにその根柢にまつた無関心に価値増殖をなすことは出来なくなる」(八〇頁)という。

(22) ヒルファードディングは「金融資本論」三八三―三五頁において、独占的結合の収取を表式的にとらえているが、あまり明確ではない。筆者は右の箇所を次のように整理してよいと思う。

	I 非 独 占 の 場 合	II 独 占 段 階 の 収 取 に よ る I 表 の 歪 曲
A 独 占 部 門	$(400C + 100V) K + 100P = 600$	$(400C + 90V) K + 100P + A \text{ の } 10(V) P + B \text{ の } (10V + 50P) P = 660$
B 非 独 占 部 門	$(400C + 100V) K + 100P = 600$ $(800C + 200V) K + 200P = 1,200$	$(400C + 90V) K + 50P = 540$ $(800C + 180) K + 50P = 1,200$

この場合A・B両部門ともVが一〇〇から九〇に低下することは、理解しがたいように思われる。しかしながら、資本主義は一般に、産業資本主義の段階においては生産力を急速に発展させ、資本階級よりもいちじるしく後れるとはいえず生活・文化水準が向上する。それゆえにこの時期の資本主義は前進的・進歩的面をもつていた。これが独占資本ないし一般的危機とくに相対的安定期の終極の段階になると、独占収取と政治的圧力の強化によつて、プロレタリアートの生活・文化水準を停滞ないし引下げるといふ傾向に転化する。つまりこの段階では進歩性でなく保守性・反動性がむき出しになつて現われるようになる。ヒルファードディングが独占時代にはカルテル利潤の一部分が非資本主義的消費者からも生れるといふことは、右のように解すべきではなからうか。

(23) ヒルファードディング右書、三五四頁。

* *

さてここで、本稿の課題である寄生地主制について、これまでの論述と関連させて若干の考察をしておこう。すでにのべたごとく、純粹の資本制社会とは、産業資本が国内のあらゆる生産部門をとらえ、すべての小生産者が彼の生産手段から引離されてしまつており、地主、資本家、賃労働者という三大階級によつて構成される社会である。農業

部門についていえば、借地農業資本家が賃労働者をもつて農業生産を行い、土地所有者は借地農業資本家から、平均利潤をこえる超過利潤部分を、地代として受けとるという関係になる。

この農業の資本主義化とは、封建的小生産に合体されていた家内工業が独立して、農工の社会的分業が發展してゆく過程であり、また小生産者が本源的および資本制的蓄積の過程において分解・解体することである。資本が農業をとらえるためには特別の土地所有関係を前提するものではなく、その土地に課せられた地代を、利潤のうちから容易に支払いうる借地農業資本家が生ずることである。ところで純粹封建的土地所有の解体による過渡的・中間的土地所有の近代的土地所有への転化、したがつて資本制農業の發展のためには次のような条件が必要であると思われる。第一に、資本制農業のための生産手段を供給し、農産物市場を拡大するところの、都市工業の一定段階までの發展を前提する。じつに「大工業が初めて、機械によつて資本制農業の不変的基礎を提供し、……家内的・農村的工業の根柢……を大工業はむしり取る」のである。第二に農業内部においても賃労働者を雇つてする大経営を成立せしめうるような契機が必要である。たとえば貨幣価値の継続的減少にもとづく地代・労賃の相対的低下と、全農産物価格の継続的騰貴が生ずれば、借地農業者は「自分の賃労働者と自分のランドロードとを同時に犠牲として自らを富裕ならしめ」るのであるが、このような契機はただに借地農業利潤を高めるだけでなく、借地農業資本家を創出する重要な経済的契機でもある。いいかえれば、自由・独立な自営農にたいする前期的資本の分解作用が一定段階まで進行したところにおいて、農業資本の価値増殖が前期的資本の価値増殖に優位し、それを圧制する条件が生ずることである。⁽²⁶⁾農業がいかなる経路をへて資本主義化するにもせよ、資本が完全に生産を支配するようになれば、自営小農も地主経営もなく、当然に寄生地主制も問題にならない。農業資本主義の發生にとつては、ある特定の土地所有形態が必要であると

考えることは、一般にまちがいである。

註(24) 『資本論』、第四分冊、三七四頁。なお資本制農業成立における「辺境」の役割は重要であるが、ここにはふれない。この「辺境の意義」についてはさしあたり斎藤仁「辺境地方のいみにかんするメモ」(当研究所北海道支所『研究通報』第八号)をみよ。

(25) 『資本論』、第四分冊、三六五頁。

(26) 封建的生産様式から資本制生産様式への過渡段階・絶対王制下における農民層の分解にかんする従来の見解には、多くの問題があると思われる。たとえば独立自営農民が、彼等相互の自由競争によつて兩極分解し、資本關係を創立するとか、「二つの道」併存の機械的適用等。さいきん吉岡昭彦氏は、イギリスの農民層分解について次のようにいう。「チューダー絶対王制成立期における農民層「分解」は、「義的に、農奴の、寄生地主と小作農民への」「分解」であつて、この段階では農民層のブルジョアの兩極分解の問題は提起されない。……『本来のマニファクチュア時代』開始点を劃期としてはじめて提起される」(『商學論集』第二三卷第五号「イギリス絶対王制成立期の農民層分解」という。封建制の末期における商人・高利資本の収取が、寄生地主と小作農に分解すると同時に經營上の分解をもたらし、それが封建制の危機を一そう激しくした。本源の蓄積期になると、一そう、農業經營上の分解は進む。でなければ、本源の蓄積は不可能であらう。ただ、寄生地主制の盛衰については吉岡氏のいう時期が正しいであらう。

ここで問題になることは、たとえば先進資本主義の諸国においてさえ、農業が広く資本主義化されている反面、自營的小農民を多く残存させているというように、現実における農業の資本主義化は漸次的であり、工業に比して不均衡に後れ、かつ完全にはなされないという点である。これには種々の要因があらうが、第一に資本家的農業經營の發展にたいする土地所有の制限・桎梏である。「ブルジョア的生産の諸条件に服した封建的所有」たる近代的土地所有は、借地農業資本家の総利潤のうち、平均利潤をこえる部分を地代として横取し、超過利潤の蓄積を許さないという傾向があり、これが農業の資本主義化を阻害する。第二に資本制生産の發展による相対的過剩人口または産業予備軍

の累進的生産が、小農民の両極分解を制限しはじめるという一般的傾向である。資本主義的蓄積の發展はいうまでもなく国の賃労働者階級をますます増大させてゆく。しかし、資本家による資本家の收奪が進み、かつ産業技術の發展ということは資本の有機的構成を高度化して、総資本にたいする可變資本の割合を低下させ、労働力にたいする需要は總資本の増加に伴つて相對的に減少する。資本制生産の發展はかくて「資本の価値増殖慾のために、現実的人口増加の制限から独立して何時でもすぐ利用できる人間材料」を創出する。⁽²⁸⁾産業予備軍が資本制蓄積の必然的産物であるとするれば、逆にそれは資本制的蓄積の積杆であり、資本制生産様式の一実存条件でもある。この相對的過剰人口は、資本主義の独占段階になると、産業循環の如何にかかわらずつねに失業者群を滯留させざるをえないという状態を一般化する傾向がある。右のごとき一連の傾向は、農業の資本主義化を停滯させ不完全にし、小農民が生産手段を奪いさられても賃労働者化しえないために、小農業経営に止まらざるをえなくなる。もつとも農業の資本主義化は諸国によつてその程度を異にし、残存する小生産者といえども国により、資本主義の發展段階によつて變化してゆくのである。「寄生地主制」とは、封建的な小生産者に吸着しそれを破滅させて価値増殖をした商人高利貸資本の転化形態なのである。すでにのべたごとく、商人および高利貸資本は歴史のいずれの段階にもあつた。この前期的資本のもつとも好き土壤は、過渡的土地所有形態たる自由で独立な小土地所有であり、それを破壊し分解する。しかるに本源的蓄積の時期に、労働力にたいする広範な市場が成立していなくて賃労働者化することが出来ないような条件があると、小農民は喪失した土地を借りて零細農耕をつづけざるをえない。彼は苛酷な高利貸的条件のもとで、被救恤的窮乏の淵に片足をつつこみながら「小農的借地農」に転落する。彼が寄生地主に収取される小作料は商品經濟の滲透しない・封建的技術にもとづく小農的借地人相互の間での耕作——生活——のための競争と、土地所有者の債務者にたいする高

利貸的・債權者的強制ということによつてきわめて高率となり、小生産者の全剰余労働部分はいうまでもなく、必要労働部分にまでくいこむ「名目地代」を支払わざるをえないのである。⁽²⁹⁾これこそ自由な農民的土地所有の、後る向きの分解なのである。

寄生地主と小農的借地農の各々および相互の關係は、資本制蓄積の發展による労働力市場の拡大とともに、また小農が小農として残存しているときでも小農民經濟の貨幣經濟化・資本による小農民把握の強化とともに變化する。それは先にのべた小生産者と前期的資本が、資本主義の發展とともに受ける變化とほぼ同じであると考える。ただ重要なことは、「商人・高利貸—小生産者」という關係と「寄生地主—小農的借地農」という二つの關係は、同じではないということである。前者の商人・高利貸における富の増殖は、商品流通や貨幣貸付によつて小生産者を収取するのであり、貸付金や利子が支払われなければ、小生産者の財産所有權を奪うことによつて目的を達しうる。つまりこの場合の増殖は、極端にいつて小生産者の生活が不可能になつてもよいのである。しかるに商人・高利貸的富の転化形態の一つである寄生地主の場合には、右のような無實際的な収取が「地主」という性格からして一つの制限をうけざるをえない。なぜならば、寄生地主はその土地を貸付けて、毎年一定の貸地料を取らねばならないが、そのためには小借地農の生活を保持させる限度の収取にとどまらざるをえない。この収取における「制限性」は、小借地農の經濟が自然經濟的であるほど巾が広いが、貨幣經濟化が進むほど、労働力商品化の機会が増大するほど狭められてくるという關係にある。

註(27) 『マルクス・エンゲルス選集』第一卷下、四二九頁。なお『剰余價值學說史』第二卷第一分冊(大森訳)二七八頁參照。

(28) 『資本論』、第四分冊、一四二頁。

(29)

たしかに「債務を負うた奴隷所有者または封建領主は……高利貸に席を譲つて、高利貸自身は……土地所有者または奴隷所有者になる」(『資本論』第一分冊、五二八頁)こともある。しかし純粹封建制解体によつて生れた、自由な小土地所有者を破滅させて成立した寄生地主と小農的借地農の關係は、封建制ではないし、前者が後者を本來的な經濟外的強制で支配している關係でもない。それは經濟的・債權者的強制である。

三、封建制危機と「新地主」

わが国における寄生地主制を理解しようとするとき、徳川中期とくに封建制崩解の内的諸矛盾が激化した後期における「新地主」の形成に目をむけねばならない。なぜなら、從來、商人および高利貸資本と寄生地主制との關係についての理解が、不明確であつたと考えられるからである。資本主義論争をかえりみると、地主と小作農民との關係を、極端にいつて封建領主と農奴・隸農という對抗關係としてとらえたり、地主と小作人とへの分解を、近代的・資本主義的分解としたり、あるいは、過少農の競争關係からくる当然の歸結としてとらえたりしていた。また、大正期の小作料の全国的な「騰貴の特質は、同時に地主の性格變化であり、彼らは小作人にたいする旧來の(おそらく領主的な……筆者)支配——經濟外強制——を固執しながら、「寄生地主的な高利貸としての面をプラスした」(傍点筆者)というような見解もみられる。私には右のごとき把握では、現實の歴史過程を正しくとらえないし、かつ經濟的諸條件の發展段階の變化による両者および相互關連の變化が考慮されていないように思われる。寄生地主的土地所有なるものは、諸類型のものが地主化したといえ、それは商人および高利貸資本の性格を本質としたものの形態転化であり、その發生・確立・發展・衰退というディアレクティツシユな過程は、右の資本の推展の論理によつて理解してよ

(2) いと解せられる。そこで、まずはじめに、徳川封建制危機と商人、高利資本の非自由な小農民にたいする収取、「新地主」の形成について若干の構造的考察をしよう。

註(1) 美川三四郎「農民階級分化の進行」(『日本資本主義講座』第六卷八五頁。)なお綿谷氏は「資本主義成立における農民層分解の古典的意義」(『農業総合研究』第八卷第四号四八頁)において、ほぼ同様の見解をのべている。大正期の小作料騰貴は、たしかに地主の高利貸的面の發揮によるものといつてよい面もあつたが、この段階において地主の側面として、商人・高利貸的な面がプラスされたということは誤りである。地主は元來商人・高利貸的であるから。

(2) もつとも、このような見解をとるものは以前からあつたが、私にはいづれも不十分であると思われる。たとえば野呂栄太郎氏は、『日本資本主義発達史』において、明治改革によつて「土地処分一切の自由は与えられ、農村は擧げて高利貸の最も殘虐無恥なる吸血場たらしめ」(一五三頁)られたし、そこでの地主は「封建的地主」たるとともに「一個の利子取得資本家」(一九七頁)という二重性を指摘している。なお『日本における土地所有關係の特質』二の4参照。しかし氏の地代形態および地租の規定と、國家最高地主説の機械的適用は問題であり、地主の把握にも混亂がある。

井汲卓一氏は『日本資本主義論』において野呂氏を引用しつつ、封建的土地所有から資本主義的土地所有への過渡形態たる過少農的土地所有は漸次に崩解するが、「この崩解をもたらしながら漸次その貨幣財産を蓄積するものは商業資本的高利貸的資本である。…それが寄生地主的土地所有である」(一〇九—一一〇頁)という。

また河合悦三氏も『農業問題入門』(三一—三六、一一六—一二五頁)において、寄生地主は、農民に高利貸の転化したもので、地主と小作人の間には身分上の差はなかつたとされている。しかし野呂、井汲氏と同様に、地主や經濟外的強制については、全く混亂した理解であると思われる。

大内教授も『農業問題』において「徳川時代から商人や高利貸として……土地を集中していつたものが明治以後近代的所有権をみとめられて地主となつた」(一八九—一九三頁)し、小作料が高いのは小作人相互によるつり上げであるという。ただ、「日本の明治以来の農業政策を概観してみれば、それが小農を小農として維持してきたことは明らか」(『日本農業の財政学』九四頁、なお『日本農業の論理』一四二頁)といわれる。しかし私は段階的にとらえるべきであり、小農維持政策は産業資本確立と独占段階への転化、とくに一般的危機以降に本格化し、ここに「資本と小農民」の問題が提起されたと

考えられる。

櫛田民蔵氏も「地主・小作人の関係は封建的でもなく資本主義的でもなくして同じく前資本主義的でなければならぬ。……高率な現物小作料は封建的従属関係の下においてではなく、……それは高利貸が借手の窮乏に乗じて暴利をむさぼるのと同じである」(『わが国小作料の特質について』『櫛田民蔵全集』第三卷三五頁)し、小作料が剰余労働の全部を吸収するのは「小作地に対する競争」であるとする。

猪俣津南雄氏も地主的土地所有の、高利貸的特質を強調されている(『農業問題入門』第七章)。

封建制下における農民は、領主に人格的に支配せられており、彼が生産する剰余価値部分は、経済外的強制によって封建的土地所有者たる領主に収取されていた。⁽³⁾農民は封建制の鎖によつて土地に継がれており、農村では自然経済が・したがつて農工の未分化が一般的であつた。いうまでもなく商品・貨幣の流通は古くからあつたが、封建制下における生産力の発展——その社会の矛盾の拡大——、これと併行する都市・交通の発展は、商品・貨幣流通を漸次農村内部にまで滲透させた。その程度は地域的に極端な差があるが、次のような諸指標があげられよう。(1)幕府鑄造貨、とくに藩札の通用がようやく増大しはじめた元祿—享保年間以降(ほぼ一八世紀初頭)(2)土地永代売買禁止令(寛永二〇年、一六四三年)による罰則の、体刑から財産刑への変化(延享元年、一七四四年)(3)奢侈禁制の天保改革(一八四一年)⁽⁴⁾等。主として都市周辺の農村における商品・貨幣経済の躍進は、かつての共同体相互における交換経済や、領主が貢租として徴収したうち残余部分を市場に出し、奢侈品などを買入るといつたていどの商品流通の範囲をこえていた。ここではすでに、商品交換が個々の農民をとらえる関係にまで発展した地方もあつた。この商品経済の滲透は、農業における生産力の発展、および封建制の危機深化による藩財政の窮迫による貢租徴収の重圧や、藩札発行によつていつそう広まつた。かくして農民は、貨幣の必要にますます追いこまれた。ここに商人資本や高利貸資本が、無憂

な価値増殖方式を展開しうる土壤の拡大をみる。天保改革にさいして幕府が百姓の身分不相応な奢侈を禁ずるフレを發したが、それは土屋教授もいうごとく「全農民生活の向上」⁽⁵⁾ではなく、商人や高利貸または在郷地主の奢侈禁止であり、農民の分化・没落を阻止しようとしたことを意味していた。

註(3) 徳川期の職業別人口構成については土屋爵雄『近世日本農村経済史論』五―一一頁。封建的土地所有については同教授の『日本資本主義史論集』二九―三一頁。

(4) 土屋教授『近世日本封建社会の史的分析』第三篇一―二、小野武夫『農村社会史論講』第四篇、飯淵敬太郎『日本信用体系前史』三五頁の註2等参照。

(5) 土屋前掲『……史的分析』二四二―二七九頁参照。

ここに領主と隷農との直接的關係にたいして、寄生的中間搾取者としての商人や高利貸が登場する必然的・内在的關係が広まる。すなわち小生産者内部での一般的な生産諸力の發展や、交通および都市市場の發達とそれによる特産物の生産等による商業的農業の發達は、生産物量と商品交換とを増大させ、かつ従来の剰余価値Mよりも多い剰余部分mを發生させる。とはいえ農村は封建的・自然経済的な・いまだ技術段階の低い小生産者が依然として支配的であり、しばしば凶作におそわれる。この土壤への商品・貨幣経済の浸蝕こそ、商人や高利の跳梁——訴偽と斯瞞——する好舞台であつた。⁽⁶⁾かつては農民の剰余部分のほとんどが領主に帰属したけれども、いまやM+mのm部分が右の両資本の手に入る。つまり商人、高利貸の前貸価値Gの増殖・ $G' \parallel G + g$ のgが農民の剰余部分の転化によつて可能になる。⁽⁷⁾この傾向は封建制経済構造の危機が進むほど、また農民が彼等にとらえられて窮すれば窮するほど、一層広く深く展開する。ここに、一方における貨幣財産の集中・土地兼併と、他方における農民の土地喪失という分解だけでなく、当然に農業経営上の分化をも生じた。⁽⁸⁾この傾向は封建的生産關係の危機を深化させ、農民の担税力を弱めるもの

であつたから、封建権力は土地兼併化の傾向にたいして諸禁令（売買禁令、質入制限、分地制限等）を發した。また一部の藩では、兼併大地主の土地を沒收して農民に分配し、本百姓の維持・復活の諸策さえとられた。それは「封建領主の権力は……自分の地代帳の長さにはなくて……自営農民の數に依存していた」⁽⁹⁾からである。しかしこれら諸政策も經濟的諸條件の變化——危機の深化——には抗しえず、領主が商人、高利貸や土地兼併者と妥協しかれらを利用せざるをえなくなり、「新地主」が増加していつた。小野武夫氏は新地主を郷土地主、新田開墾地主、土地兼併による地主、寺院地主、村地主の五つに分類し「新田地主は徳川時代に於ける各種の地主の中最も勢力あり且つ其の數も可也に多きを算」したのに比し、土地兼併地主は「公然と又は内密の裡に土地兼併が行われて居た」が「土地の公法的負担が過重で……禁令があつたのであるから……比較的少かつたと見える」⁽¹⁰⁾という。しかし当時の商人と高利貸は多くのばあい同一人で、半商半高利貸が多かつたであらうから、両者を判然と分けえないであらう。⁽¹¹⁾（土地兼併はそれほど多くはない。封建権力の阻止があり、商品や貨幣流通はまだ広範でなく、きわめて局部的であつたからである。明治一六、一七年の小作地割合（三五県の合計）は三六・七五％であるが、野呂氏は明治初にはおそらく総耕地の二割程度であらうとしている。）

商人や高利貸などによる土地兼併、つまり新地主の形成は、當然に封建制下における土地保有を二重化させて地主——小作の關係を發生させ、のみならずしばしば経営階層上の分化をさえもたらした。たとえば在郷の小高利貸や商人や上層の百姓が土地を兼併し、「均等・均質」なる土地保有⁽¹²⁾耕作という關係を蚕食し、一方には下男下女を使つてする地主手作や、雇人を使用する小作人の經營をさえ生じ、他方には零細小作人を生ぜしめた。しかし右のごとき大経営も、一定規模以上に上昇すると、商人資本や高利貸資本に転化發展するか家内工業者になるか、でなければ逆にそれら商人や高利貸に支配されて没落するかのいずれかであつた。⁽¹³⁾ 隷農層の階層分化が右のごとき限界内にとどま

り、資本主義的農業關係にまで發展しえなかつたのは、いまだ封建領主の支配が強く、かつ前節でのべたとき農業の資本主義化の諸前提条件が整つていなかったからである。ともあれ、右のような階層分化は、農奴自身の自由な小生産への發展（商業的農業の展開）であり「個々の直接的生産者たちの經濟狀態における從來よりも大きな差別が生じ……直接的生産者がみずから再び他人の労働を直接的に搾取する手段を獲得するという可能性が、定在する」⁽¹⁴⁾ことの現れであつたとみてよい。この封建制解体に先行する農民層分化は、農業生産諸力の發展と商業的農業の發展とともに・都市や交通の發達にともなう商品・貨幣經濟の農村滲透によつていつそう促進され、それが逆に都市や市場を發達させ、かくして封建制の内的危機を激化させた。

註(6) 古島教授は、大阪府下における寄生地主制の展開を研究され、商人高利貸の機能を分析している。教授は当地域の棉作發展による問屋資本の棉作農民の支配の發展をのべ「問屋資本＝買占資本の生産者支配の、第一の、原則的形態は、彼等がその独占的地位を利用して、生産者に支払う価格を法外に引き下げ……第二の形態は、高利貸を通じての支配にある。……絶えず貨幣に欠乏している農民は買占業者から金を借り、その後彼の生産物を負債の代りに引き渡すのである。商業資本と高利貸との結合は江戸時代後期においては普遍的……」(古島敏雄・永原慶二共著『商品生産と寄生地主制』九八―一〇〇頁、傍点筆者。)なお名和統一『日本紡績業の史的分析』八二―四頁。

(7) 「新地主」の性格および増殖価値部分、とくに新地主の土地所有の性格と地主手作の性格をめぐつて、土屋氏と服部氏との論争がある。土屋前掲『……史論集』「新地主論の再検討」を参照。

(8) 土屋前掲『……史的分析』、二四二頁参照。また土地兼併にたいする諸藩の禁止制限策については右書二七一頁以下をみよ。封建制危機下において「農民層の分化」は「土地保有の階層分化」とともに「農民經營の階層分化」をも生ずる。しかしこの期の經營上の分化はブルジョア的の萌芽ではあるがある程度しか進まず、土地保有の分化が支配的であり、前者が一定段階まで進むと後者に転化―寄生地主化―したようである。

(9) 『資本論』、第四分冊、三一―一頁。

(10) 小野武夫前掲書一三頁、土屋『……農村経済史論』第二章第三節等参照。また新田地主の事業についての全国的調査は、農林省農務局『旧藩時代の耕地拡張改良事業に関する調査』がある。

(11) 新地主になった者の職業は一律ではない。たとえば秋田県の六〇〇町歩地主は、先祖が薬種商でのに金貸をして土地を集めた(小野前掲書一一頁)。

また古島教授の京都市下の調査では、明治八年一八・四町地主は、江戸時代より搾油業と酒屋と金貸を兼営、五・九町歩の地主は質屋、三・三町と三・二町地主は油商である(『寄生地主制の生成と展開』七二頁以下参照)。

塩沢助教の調査によると、幕末より明治にかけて豪商マニファクチュア・質屋・絞油・紺屋・酒造業者・商人等の地主化が急速に進み、明治四〇年代まで地主化が發展してゐる。(『歴史評論』昭和二年六月号)。

『山形県農地改革史』二二頁以下に、県下の大地主の系譜がのせられている。いまそれを簡単に次表にまとめてみよう。なお地主の系譜がわりに詳しいものに『広島県農地改革誌』(第二三表)がある。

(12) 土屋前掲書『……史論集』の「新地主の再検討」。

……史的分析』第三節三。古島前掲書『……生成と展開』第二章第一、三節。『……寄生地主制』第二章第二節、第五章第二節。山田舜『地主手作の成立——寄生地主制の前提I——』(前掲『商学論集』所載)等を見よ。

(13) 右の諸書、とくに古島『……展開』六七―七四頁。『……寄生地主制』第四章を見よ。

資本主義の發展と地主制

山形県の地主の系譜事例

	大正13年の土地所有面積(町)		その系譜(特に土地兼併した職業)
	耕 地	山 林	
A	159.9		約60万石の領主→土地兼併は明治後の銀行
B	132.1		本百姓→商人、幕末に醸造、両替、紅花商
C	147.7		農→元禄期よりタバコ、花染布扱商人
D	159.0	180.0	本百姓→絹、苧苧、蠟、漆商人、明治後銀行
E	53.0	70.0	新田開発、明治後も土地兼併
F	52.4	7.5	農→明治後に農兼酒造業
G	105.6		農、小地主、綿商人、紅花商、明治後質屋
H	52.5		徳川末6反農→明治後商人、質屋
I	69.2	155.2	水吞百姓→薬種商
J	*1,783.0	*294.0	海運、商人(藩御用商)
K	347.0	188.0	商業、酒造業(藩御用商の分家)
L	60.9		商人金貸の宿屋経営

*印は大正14年の土地所有面積。

(14) 『資本論』、第一分冊、三五七頁。

では、双児兄弟である商人および高利資本の貨幣財産の集中の転化物として、徳川中期以降に発生した新地主は、いかに把握されようか。それはすでにのべたごとく、けつして封建支配者層から転化したものではなく、逆に被支配者層からであつた。これら「土地集中の中心となる人々は……強固に協同体的制約の上のつていような人々ではない……主従関係的な支配からは自由な、貸金業者・商人」(15) (傍点筆者)であり、むしろ古い制約を除去することによつて地主化したのである。たしかに彼等が、新田を開墾したり巨富の力によつて領主経済に貢献することによつて、苗字帶刀を許されたり庄屋・肝煎に引立てられもした。(16) しかし彼が中間搾取者化することは、領主的土地所有の蚕食であり、両者の対抗関係が主要な側面であつて、結合の面は領主が彼等を利用して自己の弱さを補強するための妥協である。ゆえに「全剰余労働が経済外的強制によつて土地所有者の手もとに取立てられる点には本質上何の變りもない……諸侯の土地所有と民間の〔村方〕地主的土地所有との差は本質的なものではなく、その間の対立は單なる分前の競合にすぎない」(17) (傍点筆者) というような見解は、大いに疑問とせざるをえない。両者の結合面をみて対抗面とその質的相異を見失うならば、何故に封建的土地所有が解体したかを理解しえないであろう。封建諸侯と民間の商人・高利貸的土地所有との差は本質的なものであり、かつ新地主による土地集中は、封建制の内的危機を進化させたものの一つである点こそ、この過程において本質に重要なことである。

さらにまた、新地主または寄生地主と小作人との關係については、すでに一般論でのべたごとく、寄生地主が「本来的な経済外的強制」をもつて小作人を隷屬させている關係としてとらえてはならない。服部氏は小作人の全剰余が経済外的強制によつて土地所有者に取立てられており、「土地兼併地主に中間搾取されたところでその小作料は何ら領

主年貢と本質的な差異はない」(傍点筆者)⁽¹⁸⁾といわれている。この見解にたいして、土屋教授は多くの研究資料に立脚して、「町人請負新田の場合にしても、土地兼併地主の場合にしても、封建的農業生産関係への商業資本、高利貸資本の浸蝕と見るべきであり、そこには半封建的な地主的土地所有及び過少農的小作経営の萌芽を見る」⁽¹⁹⁾とし、新地主の小作料徴収は経済外的強制によるものではなく、新地主と領主とは本質的には対立している点を強調されている。商人や高利貸資本の収取による農民層の分化は、それ自身としては近代的なものではない。また地主の取る小作料は、領主年貢の制限ではなく、逆に領主年貢が小作料にたいする制限なのである。またたしかに、新地主は領主権力を小作人支配に利用したし、明治以降に自由な農民的土地所有のもとに成立した半封建的な寄生地主も、土地取上げや法的・私的な強力を用いた。しかしその支配の本質は本来的な経済外的強制ではなく、本質的な関係はいわば高利貸が債務者にたいする債権的強制を・つまり経済的強制を主軸としていた。

右の前期的資本の・新地主による隷農民への吸着と破壊こそは、日本資本主義の自己展開——資本による資本蓄積——に先行する資本の「原罪——アダムが林檎に噛みつく——」の先駆的進行であり、本源的蓄積の本格的な展開の素地が広く準備・形成されてゆく過程であつた。

註(15) 古島教授前掲『……寄生地主制』九頁、なお『……展開』六一―二頁参照。川合前掲書三二頁。吉岡氏もイギリスにおける「寄生地主制は……農奴が寄生地主と小作農民へ分解した所産であると考える」(前掲論文七四頁、傍点筆者)という。

(16) 農務局前掲書の個別事例をみよ。

(17) 服部之総『明治維新の革命及び反革命』一一頁。

(18) 服部前掲書。

(19) 土屋『近世日本農村経済史論』——徳川時代——昭和二三年刊、九四頁。ただし『日本資本主義史論集』四頁では表現が異なっている。吉岡氏は明快に、古典莊園制下では、直接生産者が共同体における土地を現実的具体的に占有しているが、

「寄生地主制下では具體的現實的占有が、『觀念的抽象的私的占有權』（寄生地主のみがもつ）と借地契約に基く『耕作權』（小作人のみがもつ）とに分裂している」（前掲論文、七四頁以下）といっている。

四、明治改革と地主制の展開

〔資本主義の發展〕

明治の改革はしばしば指摘されているように、封建的諸關係を解体するうえにおいて、きわめて不徹底であつた。とはいへここに、封建制土地所有關係は本質的に揚棄されて、「近代的統一國家」を確立したという点については異論のないところであらう。この日本資本主義がきわめておくれて、先進資本主義諸國が自由なる資本主義の段階から独占的諸結合を形成する過程において、かれら列強による植民地化の危険におそわれつつ發足した。したがつて一方において、明治政権は国内資本主義を強行的かつ温室的に助長發展せしめたが、それは近代租税制度、国債制度、および保護制度等において体系的に總括され、封建的・強力的に推進した。他方、それがとる重商主義的諸政策は、商人および高利資本の貨幣財産の蓄積を促進するとともに、彼等の貨幣の資本への転化をも育成した。日本資本主義は手工業・マニュファクチュアの自生的展開としてではなく、初発から先進資本主義諸國の高度な技術を取り入れた工業として出發した。

資本の本源的蓄積の本質は、資本關係の創出であり農民を土地から追放して *Vogelfrei* にすること・小生産者の勞働力を勞働實現の諸条件にたいする所有から分離する過程である。明治改革による封建制解体とは、農民と彼の占

有する土地とを結びつけていた「鉄の鎖」を、絶ち切つたところにこそ意義がある。その行なわれ方が妥協的であり、とくに前節でのべた新地主の土地所有がそのまま温存・法認されたとはいへ、次の諸指標によつて明らかである。(1) 磨瀨置県(明治四年七月、一八七一年)。(2) 四民平等(翌五年)。(3) 妥協性をしめす族祿処分(九年)。(4) 田畑勝手作(四年九月)。(5) 土地永代売買所持の公認・地券発行(五年二月)。(6) 田畑租金納化(五年八月)。(7) 地所質入地にたいする債権確認(六年一月)。(8) 地租改正(六年七月)等。かくして土地は公然たる取引品に転化され、労働力と土地を結合していた鎖は切れ、矮曲されたとはいへ自由な農民的土地所有に転じたといえよう。すでにのべたごとく、商人や高利貸の価値増殖の最良の場は、自由な小土地所有なのであつた。前節での新地主や、商人や高利貸はこの土壤で、農民から所有地を奪つて寄生地主化し、または集積された貨幣財産を産業資本に転化していつた。

国家が横暴で封建的に本源的蓄積をすすめたものの第一は、地租の金納化であつた。地租はその額において、封建制下における収取をそのままうけつたといわれるほど苛酷であつたが、さらに零細な自給的経済である当時の小農民経済にとつては、貨幣形態での負担ということも彼等を転覆させるに充分であつた。彼等はそのために高利貸や商人、寄生地主の手中におちいり、または直接に地租滞納によつて零細な土地を競売された。⁽³⁾第二に財政政策によるインフレーション(明治五〜一四年)それにつづく松方デフレーション(一八年)は、収奪というるつぼの中で自営小農民を広範に没落させた。金納地租は本源的蓄積を進め、資本主義育成の国家財政にとつて最大の収入源でもあつた。租税収入にたいする地租の割合は明治八〜一二年平均で八〇・五%、一八〜三二年(本源的蓄積のはば終了期)に六九・四%、二八〜三二年(産業資本確立開始期)でさへ五八・一%を占めていた。金納地租と財政政策による収取は農民だけでなく地主にとつても重圧であつた。明治初から一七年までに、すくなくとも二三〇件、参加人員三〇万に

および農民一撥が、新政府に抗して行われたことこそ、この政策の強力性を物語る。

註(1) 明治政権がいかなる性格、つまり近代ブルジョア政権であるか絶対主義政権であるかについては、多くの論争がある。近來、後者であるという説が強いが、いまだ問題があると思われるので本稿ではふれない。

(2) 山田盛太郎『日本資本主義分析』一八七頁をみよ。

(3) 野呂氏によると明治一六年より二三年までに、地租滞納により強制処分をうけたもの三六万七千余人、競売面積は四七、二八一町歩であり、総耕地にたいする小作地の割合は明治初より二〇年までに約倍化したという(『……発達史』一六五頁参照)。なお三瓶孝子『日本綿業発達史』五九一六〇頁をみよ。また抵当流れとなった土地については、マイエット『日本農民の疲弊及び救済策』三八五頁。

右の本源の蓄積過程に対応しつつ、資本制商品生産が国家の温室的助長のうちに発展した。だが、それは単に「強力的に創出」せしめられたのではない。それは幕末からの急速な商品・貨幣経済の発展と、嘉永七(一八五四)年からの開港による外国貿易の拡大という基礎の上にであつた。商品生産と市場の急激な拡大とともに併進したプロレタリアの創出が先行していたからこそ、資本制生産が革命的・爆発的に発展しえたのであつた。いわゆる官営企業を創始して、これを民間に払下げるといふ型は、この温室的助長の典型をなす。さらにここでの資本制生産は、本来的マニユファクチュアの自生的展開としての機械制ではなく、初発から先進国の工業技術を取り入れた高度なものであつたことも特徴である。⁽⁴⁾なおまた、資本主義の発展が国家需要の拡大とくに戦争によつて跳躍し、かつ軍・官工場の発展に支えられていたことをもあげねばならない。⁽⁵⁾右のごとき資本主義の洪水的発展は賃労働者にたいする大きな追加的需要を、生産手段を奪われた小生産者によつて充す。⁽⁶⁾かくして発展拡大するものは資本主義ウクライドであり、半封建的な小農民のウクライドは急速に資本に浸蝕されていつた。

註(4) 資本制生産發展の一指標としての産業別会社私込資本額については井汲卓一『日本資本主義論』三八頁。なお山田(盛)前

掲書七〇八頁。渡辺信一『日本農村人口論』八二―三頁。植産振興のための維新政府の財政支出については大内力『日本資本主義の農業問題』一一九頁を見よ。

(5) 山田(盛)前掲書第二篇をみよ。

(6) 野呂氏は明治一八―二〇年に至る三カ年間に約一、二二五千人が収取をうけてプロレタリア化したと推計している。(前掲書一七一頁)。

いうまでもなく、日本資本主義の構造的「把握は全機構的のもの」でなければならぬ。明治政府の推進した諸政策のもとでは、資本制生産を爆発的に發展させはしたが、封建的な零細農民経営を資本主義化することがなかつた。むしろ、過重な地租とほとんど全剰余を吸収する寄生地主制の支配が温存され、農民の没落をすすめたといえる。右のような資本主義の發展については、「尨大なる半農奴制的零細耕作の、半識農主的寄生地主による隷役土壤……の地盤の上に巨大なる軍事機構⁽⁷⁾キイ産業の体制を公力的に構築するの必至性に規定せられて、自己を機構づけ、また自己の再生産過程を軌道づけた」(傍点筆者)という固定的な古典的規定をあげることができる。たしかに農業は、半封建的零細耕作であつたが、資本主義なるものは生産力發展による商品・貨幣經濟の發展を基礎にして發展したのである。また本源的蓄積において、封建制という「ふるい土台の代りに、新しい發展のための新しい土台」・解放された小農民という基礎をつくり出し、その上に資本主義が發展したのである。のみならず資本主義の發展は、この新しい土台をさえ浸蝕し「封建的諸關係を解体し、これを自己に従属せしめ、支配して行く」⁽⁸⁾のであり「半農奴制的零細耕作の隷役土壤」を破壊しつつ發展するのである。さらに資本の「再生産過程」は、「半封建的な一切の關係を土台として發展」することや、「公力的に構築するの必至性」によつて軌道づけられるのではない。それは、価値増殖が

資本主義の合理性をもつようになるや否や・「労働諸条件が資本に転化されてしまふや否や……資本制生産そのものの内在的諸法則」(9) (傍点筆者) そのものによつて軌道づけられるのである。

またこの後進資本主義のもとにおける労働諸条件は劣悪であり、たとえばそこの労働が「ヤンマーヘーレン」における「印度以下の労働賃銀」であり「半隷奴制的」苦役でもあつた。この劣悪性からして、「半隷農的小作料と半隷奴的賃銀労働」(10) とは相互規定的であつたといえる。とはいえこの労働諸条件の劣悪性から「日本の独占資本が強度な封建主義の残滓にまといつかれ……斯る封建主義の残滓は日本農業経済に於て特に強力であり、工業に於ては『父権主義』機構に於て特に顯著に現われている」(11) として、資本家が「特権商人的でありみずからも大地主であり封建的農村に労働力給源を求めることによつて興隆した、このような日本資本主義、これを半封建的な資本主義と名づける」(12) という論がある。労働諸条件が劣悪で封建的であつたことは事実でかつ重要でもあるが、それがただちに封建制ではなくいわば「労働者階級の状態」なのであらう。労働者ということが範疇的に使用されるが、彼は自主独立である反面「賃銀奴隷」でもある。たとえば先進資本主義のイギリスでも、賃銀の最高限統制は一九世紀初頭まで、団結禁止令は一八二五年まで、労働組合の法的承認は一八七一年からであつた。(13) 程度の差こそあれ、いずこにおいても労働者の状態は悲惨であつた。

註(7) 山田(盛)前掲書、一七三―四頁。

(8) 井汲、前掲書、一〇頁。

(9) 『資本論』、第四分冊、四〇一頁。

(10) 山田(盛)前掲書、六一頁。

(11) シャー・リフ『戦争と日本経済』(和田勇訳) 一八頁。労働諸条件における封建的なものは、たしかに実践的な面でも重要

であるが、これをもつて封建制ないし半封建的資本主義とするのは、混乱を生ぜしめるであろう。

(12) 『日本資本主義講座』第五卷、五頁。

(13) 『資本論』、第四分冊、三四六―三六一頁参照。

〔地主制展開の論理〕

以上のごとく、日本資本主義の發展は急激であり、ほぼ明治二二年に資本關係の創出終了、日露戦期の産業資本確立完了、これと同時にな独占的段階への転化となる。これにたいして農業における資本主義的發展は、農民的コースにせよ地主的な道にせよほとんど見るべきものがなく、依然として小生産者であつた。いな、封建制から解放された自営農民——農民的分割地所有——は、先述のごとく急速に所有地を失いながらも多くは小作農として農村に止まり、他方、土地集中が發展して、地主制の爛熟期といわれる明治四〇年代には、総耕地の四五%余が小作地になつてゐた。農業における資本主義の發展は、工業のそれに遅れかつそれに主導されるとはいへ、ついに資本主義化しなかつたことを問題であるが、その主要因は次のことであろう。つまり、資本關係の創出とその拡大とは、生産手段を奪われた独立小生産者——被救恤の大衆——を広範に形成したのであつたが、彼等が次のような日本資本主義の發展の諸事情からプロレタリア化しえないために、劣悪な条件のもとに耕作を続けざるをえなかつたということである。

すなわち第一に、植民地化の危険にさらされながら、特權的巨大商人資本と官營による、高度の工業技術をもつ大企業を中心として出資したこの産業資本は、爆発的に發展したとはいへ資本構成が高いために追加的労働力の需要が相對的に低位であつた。加えて初発からの大産業資本は、手工業的小企業および農村家内工業を制圧ないし破壊していつたことは、一そう土地を失つた農民のプロレタリア化を阻害した。さらに一般論でのべたごとく、資本制蓄積の發展それ自身が、労働人口の相對的過剰化をもたらすという「資本制生産様式に独自の人口法則」が、明治以降一貫

して作用したこともこれにつけ加えておこう。第二にわが国資本主義が軽工業に重心があり、したがって女子労働者——農家の子女の肉体消費的・家計補充の出稼型——が永く工場労働者の過半をしめていたことである。⁽¹⁴⁾すなわち明治年間の工場労働者数の増加は、全有業者数の増加率をこえて（明治十九年にたいして四五五年の増加率は前者が七・六六倍、後者は一・三四倍）飛躍的に増加したが、このうち女子工場労働者はほぼ一貫して六割を占めていた。⁽¹⁵⁾また総工場労働者のうち繊維関係は、明治一五年に七四・七%（繊維労働者中の女子は七二%）三一年の綿糸紡績・製糸・織物関係が四九・七%（このうち女子は八七・二%）、四二年の染織労働者は六〇・八%（内女子が八五・二%）であつた。このように軽工業の優位ということは、半隷奴的女子・年少労働力による老大な資本制蓄積を可能にしたが、さらに農村収取によつてその労働力を搾り出して随時これを交代せしめた。零落農民はそのために離農しえず、高利貸的地主のもとで耕作し、子女の印度以下の賃銀収入にさえ生計の補充を見出していたほどであつた。第三に産業資本の確立とほとんど時を同じくする独占段階への転化が、農業の資本主義的發展を許さなくなつた点である。こうした独占的諸結合「が拡大し且つ新たな生産諸部面をとらえると同じ範囲で……収奪はここでは、直接的生産者から、小および中資本家そのものにまで及ぶ」⁽¹⁶⁾ようになる。この段階における農業は、ただにシェーレといわれる独占資本収取だけでなく、帝國主義政策の一特徴である植民地や後進従属国にたいする支配の強化によつて、それら市場からの原料・食糧の搾取的輸入が増大するために、国内農業の慢性的不況状態をもたらすという諸事情が、農業の本格的な資本主義的發展を原則的に不可能にしたのである。国内農業にたいする植民地農業の圧迫⁽¹⁷⁾ということは「一方では原料の・他方では労働力価格の・ひき下げによつて、ほかならぬ費用価格のひき下げ」⁽¹⁷⁾を目的とするのであるが、それも無際限にはなしえず、一定段階になると「農業関税引上げ」等の農業保護政策——小農民の没落を阻止しようとする社会政策的な・独占資

本の保守的な農業保護——を打ち出さざるをえなくなる。以上のように日本資本主義は、その初発から技術構成の高い大企業形態をもつて発展したのであり、かつ軽工業に重心があつたことと資本制蓄積自身から相対的過剰人口を形成して、イギリスのごとき徹底的な農村分解と農業の資本主義化とを必ずしも必要としなかつたところにこそ、農業の資本主義化がなされなかつた基本原因がある。

註(14) 山田(盛太郎)前掲書、六一―二頁。井汲卓一前掲書、二三―六七頁。大内力『日本資本主義の農業問題』、一三一―一四七頁等を見よ。

(15) 渡辺信一『日本農村人口論』、一〇七、八七、七三頁の各表、三瓶孝子『日本綿業発達史』三七五頁の表を参照。

(16) 『資本論』第一〇分冊、二一〇―二一一頁。

(17) ヒルファードینگ、前掲書、四九〇頁、なお五〇二頁の農業関税を見よ。

さてついで、右の諸事情によつて資本主義化されなかつた日本農業において、地主・小作関係が拡大した意義と、両者の関係を簡単に吟味しておこう。明治改革が農民にもたらしたものは、領主的土地所有からの解放であつて、隸農的・過小農的生産方法そのものは変らなかつた。農民経済の構造は次節でのごとく、ほぼ産業資本確立期以前においては、生産資材や衣料等の多くを自給生産に依存するのが一般的であつたとみてよい。加えて、水田農業における水の共同と技術の低さ、自給肥料用採草地等の共同とは、永く村落共同体的な諸関係を残存せしめていた。この自給的小生産者の経済も、けつきよくは資本制商品に浸蝕されるのであるが、彼等は自給の穀を守ろうとして容易に商品経済化せず、封建的な伝統と慣習とが生産のみならず生活をも支配していた。しかし右の共同体的関係や封建的伝統・慣習は、「資本が農業生産をとらえるのを妨げ」という性質のものではなかつた。⁽¹⁸⁾農民経済の商品・貨幣経済化は、都市や交通条件にいちじるしく影響されて、地域的に不均等に発展したが、この時期に零細農の貨幣需要を

増大せしめる上で以前と異なる主要な条件は、右の農民經濟に対応しえない高額な金納地租であつた。この貨幣の必要にあえぐ自営農民——分割地所有——の支配的存在こそ、商人および高利貸資本の發展にとつてもつともよき土壤である。彼等にとつては、商品經濟の未發達が障害になるのではなく、その弱さこそかえつて有利なのである。右のごとき封建的零細經營の支配的存在と土地の商品化との上で、商人や高利貸の貪欲非道な貨幣財産の集中が進行した。つまり主として租税制度と高利が、改革後の自営農民を窮乏させた。

明治以降、土地の集中にのり出したのは、前節でみた「新地主」を中心とした連中で、それは基本的には商人高利貸的増殖様式を本質とする寄生地主として成立し發展した。かつては封建制によつてその増殖が制限されていたが、明治改革によつてそれまでに集積した貨幣財産の所有が公然たる承認をうけ、土地の私有が確立されると、農民のほとんど全剰余がまず商人的・高利貸的地主の取得するところとなるように變つた。金納地租は農民だけでなく地主にとつても重圧であつたが、米価の騰貴と地価据置等による地租負担の相対的低下は、地主の土地所有をしだいに有利にしたし、これが政權との抗争において彼等が妥協的になつた原因でもあつた。具体的な土地集中のケースは種々であるが、基本的には零落した農民の土地を買いとり、その土地を媒介として小作農のほとんどの剰余部分を取り上げるといふ關係であつた。それは

$$G - W (\text{土地}) - G' (G + g)$$

という關係であるが、地主化であるから W (土地) が継続的に g (小作料) を獲得するという關係でとらえられる。この土地集中および小作料徴収という過程は、商人高利貸的な詐欺と偽瞞、不等価交換と強奪を交えて進行したが、それらは本来的な經濟外的強制ではない。さらにまた、この寄生地主的土地所有は「資本が農業生産をとらえることを

妨げ」た本質的なものではない。「当初の資本制生産様式が見いだす土地所有の形態は、資本制生産様式には照応しない」のであり、近代的地主所有なるものは「資本の支配下への農業の従属」⁽¹⁹⁾によつて創造されるのである。

したがつて、小作料が高率であつた点は、土地所有制つまり地主と小作人の直接的關係に求めることはできない。

高利貸資本を近代の利子生み資本から區別するものは、「借手の娑客」であり、前者は自営小民に対応して「生産者の必要欠くべからざる生活維持手段を超えるすべての超過分」を取得した。現物小作料の高率性は、国家や商人、高利貸によつて急速に生産手段を奪われた半封建的小農民が、前述した日本資本主義の特徴からして賃労働者が困難であるために、あたかも貨幣の必要に窮した小生産者がすべての超過分を収取する高利貸に寄生されるように、劣悪至酷な・高率小作料のもとにおいても甘んじて耕作をつづけなければならないからであつた。それは労働力を商品化しえないから、生活維持のために高小作料のもとにでも耕作するという農民が多数にいたことから、いわば競争關係から高められていたと思われる。寄生地主および地主化が、商人高利貸の性格を本質としていたということは、とくに農業部面への資金投下・GのGへの増殖に端的に示めされている。たとえば彼等が、土地購入だけでなく土地開墾や諸改良に資金を投ずるのは、けつして臣下の増大ではなく、また農民を一そう強く土地に縛りつけるためでもなく、投資に見あう小作料を徴収するためであつた。それは農村の封建的諸關係を崩し、かつ生産力を増大させた。とはいへそれは農業の資本主義化ではなく、依然として小生産者の生産様式の枠内においてなされたのであるが。

註(18) ナロードニキの「共同体原理は、資本が農業生産をとらえるのを、妨げている」という通俗的理論を、レーニンは批判した(前掲書三二九頁)。

(19) 『資本論』第一分冊、五頁。

いまや地主と小作人の關係、および地代の性質は明らかであろう。わが国の小作農民とは、明治改革によつて成立

した「旧慣保守的な技術と古くからの生産様式の保有とに、基礎を置いてゐる。この……内部構造のなかには、技術の改良にたいするなんらの刺激⁽²⁰⁾」ない小独立自営農民の壊滅形態である。それは封建制から資本制農業への過渡期にみられる「小農的借地農業者⁽²¹⁾」といつてよい。したがつて寄生地主的土地所有とは、改革後における農民的分割地所有が主として高利と租税制度によつて窮乏化し壊滅した後の土地所有形態であり、それは右の小農的借地農に対応する過渡的土地所有の形態・つまり範疇的に封建制でない土地所有形態である⁽²²⁾。その高率小作料は「分割地経営が賃借地で営まれる……場合……他のどんな諸関係のもとでも遙かに甚だしく、利潤の一部分を、および労賃からの控除分をすら、包含する⁽²³⁾」(傍点筆者)ところの名目地代なのであつて、労賃および利潤に対立する自立的範疇としての地代ではない。それは一般論でのべた商人や高利貸の増殖価値部分が、範疇として自立化してゐなかつたのと同様の意味において不合理であり半封建的である。地主の小作料收取の基礎を、経済外的強制＝公力に求めようとする論は理解しがたい⁽²⁴⁾。およそ階級諸関係を規定するもつとも基本的なものは、生産手段の所有者と直接的生産者との直接の関係である。すでに指摘したように、明治改革でゆがめられた仕方であつたとはいえ、土地私有は確立されたのであつた。この条件のもとで経済外的強制を問題としようとするときには、何よりもまず土地所有者と直接的生産者との直接的关系を吟味しなければならないのであり、国家権力もち出して経済外的強制を立証しようとすることは、正しい理解とはいえないと考へる⁽²⁵⁾。また技術の低い農民の間では、旧社会慣行や部落などの共同体的諸関係が残存し、地主と小作人の社会的身分差別や身分的封鎖性・連帯責任などの「農民ブルジョアジーの農村プロレタリアートにたいする」本質的な関係をすこしもかえないような・農民層の分解をすこしも阻止しないような「純中世的な旧習の遺物⁽²⁶⁾」が残存し、地主が右のような旧慣や強制を価値増殖と支配に利用したことも事実である。しかしこれらは、本来

的な経済外的強制とは異なるのである。

註(20) 『ロシアにおける資本主義の発展』(大月書店刊「レーニン全集」第三卷上、二二三頁)。

(21) 『資本論』、第一分冊、三六二頁、なお三八五頁。

念のため——明治改革後の農民の範疇の握について、多くの議論がなされてきた。たとえば山田盛太郎教授は、巨大なる軍事機構にキイ産業体制の構築必至に基因する所の軍事的半農奴制的官府下では「生産の自由な順当の発展の余地なく、所謂の独立自営農民……のその独立性を範疇づける余地なく」(前掲書一六一—二頁)とされている。わたくしは明治改革による分割地所有の一応の成立を認め、その解体によつて小農的借地農を基盤とする寄生地主的土地所有が成立したと考へてよいと思う。

(22) 「高利と租税制度とは、分割地所有をいたるところで窮乏化させざるをえない」(『資本論』、第一分冊、三八〇頁)。

(23) 右書、同分冊、三八五—六頁。

(24) 山田盛太郎教授の古典の規定によると「二層の従属規定は、公力Ⅱ〔経済外的強制〕その関連、によつて確保した」(前掲書一九三頁)といわれている。すでに一般論でのべたごとく、初期の絶対王制は本源の蓄積の「手段においては著しく封建的性格を残し、その目的においても屢々中世的なものを国民的規模において実現しようとすることさえ少なかった」(宇野前掲『経済政策論』四七頁)であり、国家権力は「社会の集中的で組織的な暴力」であつた。しかしこの国家の暴力は、自営農民を破壊して土地と労働力を分離するところの強力であり、半封建的土地所有關係を確保する経済外的強制とは区別すべきであろう。この国家公力Ⅱ〔経済外的強制〕に共通面をもつのは、野呂氏に端を発する「国家最高地主説」(『……発達史』二九四—五頁)がある。戦後においても若干異なるとはいえ、例えば井汲卓一(前掲書九三—一〇一頁)河合悦三(前掲書三五頁)等がある。しかしこれは集团的土地所有のアジア的形態に属するもので、日本の明治初期に適用するのは恣意的な類推ではないか(『資本制生産に先行する諸形態』および『資本論』第一分冊、三四八頁参照)。

(25) わたくしは一九五三年六月に、経済外的強制的理論の把握および日本資本主義論争における諸説にたいして批判的考察をおこなつた(わたくしは総合農業調査会、研究資料第二八輯「日本資本主義と農業に関する諸学説(上)」)。その理論的把握はいまでも誤つてはいないと思つているが、日本農業における経済外的強制的規定は形式的にすぎたといふ強く反省している。

(26) レーニン前掲書三三一頁、なお一八三頁。

商人的高利貸的寄生地主制の麥遷は、いちおう成立過程——地租改正より明治三年——、確立——三〇年代——、爛熟・停滯期——四〇より大正七年——、以降は分解と機能喪失期に入るといえよう。(27) この地主制は一方において、「資本主義制度の要求する人民大衆の奴隷状態」を強化し、農村子弟を劣悪条件の都市労働者にすることを促進した。他

方、農村から工業部門への価値移転は種々のサイフォンによつてなされたが、地主の直接的な諸有価証券投資や、産業・銀行・商業開始など、いわゆる地主の上半身のブルジョア化は、重要な資本主義發展のための農村からの価値移転であつた。(29) しかし、地主の小作農民支配は永くは続かなかつた。すなわち第一に資本制商品の農民経済での価値実現、ないし独占資本によるシェーレや租税制度による小農民収取が進み、第二に資本制生産の發展による農業の單純化過程・商業的農業展開による自営農の一層の單純商品生産者化が進行した。この「商品経済や商業的農業の發展は……現物経済、固定した技術、地主と農民との不可分な結びつき」(30)をうちこわしてゆく。それは産業資本確立およびそれとほぼ時を同じくする独占段階への転化から徐々に進行しはじめた。

註(27) 栗原百寿前掲『現代日本農業論』第一章 地主制の解体。

(28) この点については、日本資本主義をあつた多くの書に見られる。さしあたり渡辺信一前掲書、平野義太郎『日本資本主義社会の機構』六〇頁。とくに大内力前掲『日本資本主義の農業問題』一一三、一一一各頁以下をみよ。

(29) 大内教授は「農村で形成された価値」が地租としてとり上げられ、「資本の源始的蓄積として利用された」事情をのべ、さらに追加的資本のための農村資金動員の第一のルートとして「租税・公債・インフレーションという財政手段」(前掲『日本資本主義の農業問題』一二四頁)をあげ、第三のルートとして「直接に農民が株式や社債に投資する形」(一二九頁)をあげている。

(30) レーニン前掲書一九六頁。

五、資本主義發展と地主制の危機

〔商品經濟の滲透と農民的小商品生産の發展〕

先にみたように日本資本主義は、土地と労働力とを結んでいた鎖の切れた自営農民を破滅させつつ發展した。同時にまた明治以降の資本制生産の拡大は、小農民が大部分を自ら消費するところの生活手段および原料を生産し且つ加工したところの自給的小農民經濟を崩して、小農民の生産物および生活手段や労働手段の多くを「資本の物象的要素に転化させる」過程であり、狭隘であつたとはいへ資本のための国内市場の創出・拡大でもあつた。たしかに農民經濟における商品經濟の發展が一般化していない明治初・中期については「小作料は假令現物納にせよ……小作人の頭腦のうちでは……觀念的に貨幣化」⁽²⁾ということとは出来ないにしても、ほぼ産業資本確立期後になれば、大内教授や河合氏もいうごとく、農家經濟が自給經濟を主としていたとはいへないほどに商品經濟が浸透していたのである。⁽³⁾ いうまでもなく、この商品經濟化は、農民階層によつて、特に都市や交通条件に影響されることが強かつた。ここで、封建技術の改良・自給的農民經濟の商品經濟化・單純商品生産者化をすすめた二、三についてふれておこう。

封建時代においても、衣料の原料および織物生産などの特産地があつて、広く流通してはいたが、一般に棉・麻・繭・楮等を自給生産し加工して用いられることが多かつたといつてよい。しかるに明治以降の外棉輸入によつて、内国棉花生産が二〇年より凋落に転じ、とくに二九年の棉花輸入税撤廃によつて以降急速に潰滅状態になつた。麻の生産は明治三〇年、繭は明和初期から衰退するが、綿織物の増大とともに農家の衣類としての意義は少なくなつていた。

さらに重要なことは、明治改革前後からの官営中心に展開された大規模機械紡績業の發展が、手紡を駆逐（明治三〇年）したのみでなく、農家の自給をさえとり上げた⁽⁴⁾。かくて「日本農村産業の商品化は……ほぼ明治時代に完結しているのであるが、その内容を仔細に点検すれば……日清戦争直後において棉花・綿糸・麻糸・砂糖等の生活必需品の生産を罷めて之を購入せねばならなくなり、日露戦争後には更に藍・織物等……その後明治末期に至る期間には蠟燭・菜種油・味噌・醬油・鉄・紙・メリケン粉・人造肥料等の購入を開始⁽⁵⁾」せざるをえなくなつた。つまり農家は、ほぼ明治四〇年前後のいわゆる産業資本確立以降から、衣料だけでなく調味料や日用品までも購入に依存するようになったのであつた。

ついで肥料（統計・資料は農業技術協會『明治以降における農業技術』第三章、栗原『日本農業の基礎構造』三四四―八頁、近藤康男『日本農業経済論』二三〇および二二五頁、『肥料要覧』各号）。いうまでもなく従来は、草や糞による堆・厩肥等の自給によつており、ほぼ明治三〇年までの農家の購買肥料は菜種油粕や魚肥などの、主として小独立生産者の生産にかかると有機質購買肥料で、それも年生産が一〇―一五万屯前後の少量で、かつ以降減少さへした。輸入大豆粕は三〇年の約一〇万屯から急増するが、大正八年の一三八万屯をピークにして漸減に転ずる。この自給と購買有機質肥料中心は、産業資本確立とくに大正初頭から、無機質購入肥料の爆発的消費に転ずる。すなわち過磷酸石灰の国内生産と硫安の輸入とは明治三七年前後より、硫安の国内生産は大正初頭から、それとほぼ時を同じくして石灰窒素と硫酸加里の生産も急増してゆく。右のことから、自給有機質肥料を中心としたものが、日露戦とくに大正初頭から無機購入肥料による本格的な「多肥農業」に転換したといつてよい。

農機具の主なもの、久しい前から商品として購入されていたが、それは主として農村や地方都市の小独立生産者

によつて製造されたものであつたし、人・畜力用であつた。この人・畜力農具の動力への転換開始は、肥料より若干後れている（前出統計参照）。電動機と石油發動機とは大正一〇年代から、電力の脱穀・粃摺・精米・揚水機等は主として昭和初頭から急速に普及していつた。この他に耕地整理や用排水改良等の土地改良が、ほぼ明治三〇年代から本格化した。これら土地諸改良は、主として地主が小作料を引上げて高利貸的増殖をはかろうとする投資事業であつた。当時の水田地帯での耕地整理は、土地諸条件を改良するだけでなく、多くの場合畑の田への地目変換がなされ、畑地が大巾に減少するのであるが、これは自給度の高い米作農家が単純商品生産化することである。

右のごとき自給的農民経済の商品経済化は、当然に農業生産物を交代させて一そう商品性の高い物の生産に移つてゆき、農民的小商品生産者化をすすめる。ここでその交代関係を、我妻東策氏の巨細な分析から要約しておこう。氏は農村の衰頹した諸生産物三四品目を四区分しているが、そのうち国内の資本家的生産物の圧迫によるものが一五（主なものは織物・綿糸・生糸・麻糸・製麻・味噌・醬油・小麦粉・菜種・自給肥料等）、外国や外地よりの流入の圧迫に因るもの一五（主なものは棉花・大麻・櫛・甘藷・天然藍・大豆・米等）、その他の原因によるもの四となつている（右品目中傍線のあるものは、明治時代に衰頹終期となつたものである）。また右諸品目の衰頹終期について「三四種目の衰頹産業中の二四種目、即ち総数の約七割は既に明治時代に衰頹終期に到達した」のであり、それは国内のみならず海外の資本制生産の興隆および海外農産物の浸入によつて奪取せられたという。

右の衰頹にたいして農民は、当然に新たな・商品性の高い作物の生産に移らざるをえない。我妻氏は「日本の農村産業にして興隆部分に属するもの三七種目中……明治末までに興隆の端緒についたものは二九種目にして、総数の八割に近い……更にこれらのものは総て……今日に至るまで隆々たる発展過程を辿りつつある」としている。右の内容

についてみると果実一〇種目、蔬菜・花卉一三品目、特用作物と食用農産物各三品目の合計二九であり、「殆んど凡てが略々明治時代に勃興した……これらの耕種はその後最近に至るまで収量において一〇倍乃至五倍の増加を遂げ」た。このことは農民の小商品生産者化であり、「農村内部の分業」の発展・いわゆる特産地化をすすめた。

註(一) 『資本論』、第四分冊、三七二頁。

(2) 柳田民蔵『わが国小作料の特質について』、同氏全集第三卷二二七頁。

(3) 大内力『日本資本主義の農業問題』一〇二頁以下。河合悦三『農業問題入門』五九頁以下。

(4) 我妻東築『農村産業機構史』一、五五、七八、九五各頁以下。棉花および織物業については三瓶孝子前掲書、名和統一『日本紡績業の史的分析』。

(5) 我妻前掲書、四八一頁。

(6) 右書、四七九―四八二頁。

(7) 右書、四八七頁。なお栗原百寿『日本農業の基礎構造』二一六頁、以下とくに第七三表。近藤康男『日本農業経済論』第二篇第四章三、とくに第三五、六表を参照。

右の諸指標にみられるように、自給的な農民の経済構造は、生産手段だけでなく、生活資料の多くを、資本の物象的要素として奪取されることによつて急速に商品経済化した。したがつて農業生産においても工業原料や都市消費諸物資の生産を拡大し、単純商品生産者化を進めたし、封建的な後れた農業技術が、化学肥料や動力農具の導入によつて、新しい技術構造をとるようになり農業生産力を発展させた。いうまでもなく地域的相違はあるが、農民経済の商品経済化は産業資本確立期を劃期として現れるといつてよい。その地域性は、土地所有関係や農業生産力、さらに小作争議等の展開において大きな相違として現れるが、それは「二層の従属規定をもつ半封建的土地所有」半農奴制的零細農耕を基調として現出」する(8)ような固定的な近畿、東北型ではなく、資本の市場としての商品経済浸透の段階的

相違を「基調」として「現出」したと考えられる。また農業生産が資本制商品によつてなされ、農業技術が高度になると、地主が採草地や水利関係等を自己の支配に利用することをますます困難にしている。⁽⁹⁾

註(8) 山田(盛)前掲書一九七～九頁。両型は教授も云われるようにいずれも半「封建的土地所有」が基底をなしているが、両型に分れる理由がこれでは理解しえない。なお封建論争においてこの「型」が固定的にとらえられている。

(9) 土地改良の経済的意義、および地主制と水利社会との関係について、従来誤った見解がなされている。それは商人・高利貸的地主支配を強化するのではなく逆である。その点については拙著前掲書第五章をみよ。

星野淳氏は前掲『商学論集』において福島県下の耕地整理事業を考察して「……小農民が自給自足性を脱却して自ら商品生産者化してゆく基礎をつくりはじめ」(三四〇頁)と正しい結論を出している。しかし氏は多くのところで、「耕地整理は……耕地Ⅱ耕作強制を打破して小作農民を独立化せしめるどころか、却つて寄生地主制の強化に資するものであつた」(傍点筆者三三二頁、なお三二一～二、三〇八頁)という逆立した「我田論」を展開している。

〔流通構造の変化・資本の農村把握強化〕

新しい酒は新しい皮袋に盛られなければならない。資本制生産の発展が旧来の農民経済を浸蝕して、農村の商品経済化と農民の単純商品生産者化とを深化させたのであるが、それは逆にいえば、資本がこの新しい小生産者を資本制蓄積に一そう直接的に結合させうる条件の成熟過程なのであつた。資本にとつての農村は、一般に剰余価値実現の場として・市場として開発されるのであるが、独占段階になると資本が直接・間接に農民をとらえて、その巨大な経済力によつて最大限利潤実現の場に転化し、農民をいわば資本の事実上の賃労働者化する傾向を強化してゆく。従来の農村の流通諸面は、主として商人資本や高利貸資本の担当・価値増殖の場であつたが、資本はこの流通面を自己の価値増殖に適応したものに転化・資本の農民把握を強化していつたのである。その傾向は資本制生産の発展するにつ

れて、とくに独占段階になると急速にこの再編成過程が進行する。いうまでもなくこの過程は、しばしば指摘されているように寄生地主制の利益と、および旧来の流通担当者たる商人および高利貸資本と妥協し、かつそれを利用しながら進行了のであつた。さらにこの転化過程には、社会政策的な・いわゆる小農保護政策が併行あるいは合体されたものとしてであつた。

右のごとき過程は、すでに、第二帝國議會（明治三四年）への信用組合法案の政府提出（ただし流産）にその胎動をみる。前節で指摘したように、本源的蓄積の収奪のつぼの中で、零細農だけでなく自作中堅・中農上層までを含む広範な農民が収取されたが、「茲に……提出致しました信用組合法案と申しますものは、即ち此の中産以下の人民の為に金融の便を開いて、低利に資本を使用することを得しめ……以て地方の實力を養成せんとする目的」をもつたものであつた。つまり低利資金の融通によつて、「国家の土官」たる封建制から解放された自営農民を、商人的高利貸的剝奪から護ろうというのである。この動きは、産業資本確立時期の産業組合法發布（明治三三年）によつてようやくその緒についた。この産業組合法は信用・販売・購買・利用等の復合した事業種類をもつていたが、さきに不成立となつた信用組合法案を骨子とし、かつ現実にも信用組合が多く、とくに大正初期まではそうであつた。⁽¹¹⁾この産業組合は明治三三年に二一であつたが、その後年々累進的に増加し、第一次大戦直前の大正四年には一万一千五百を数えるようになり、ほぼ全国町村に出来、産業組合普及の一応の完了を劃した。それとともに組合員数も増加し、大正末にはほぼ全農家戸数の半数を組織するに至つたのであり、その基礎が上・中農層にあつたことはいうまでもないが、零細農や小作農もかなり加入していた。組合法成立以降、明治三八年に大日本産業組合中央会の設立、大正四年以降の府県聯合会の増加による系統的組織化は、ほぼ大正一四年に完成する。右の産業組合こそは、資本が農村を把握し

ようにするもののうち、農民を最も多く組織化している点において、基幹動脈であつた。その他、農村の流通構造を変えたもの、または小農民保護策についての二・三をあげておく。日本勸業銀行および府県一行の農工銀行（明治二九年公布、三〇年開始）・産業組合中央金庫（半額政府出資、大正一二年公布、一三年開始）・耕地整理法（明治三二年）・農業関係補助金・米穀検査規則（明治四〇年）・米穀法（価格調節、大正一〇年）・自作農創設維持（大正一五年）等。ここで資本の農村把握について、金融および商品流通の面でどのようになされたかを若干考察しておこう。

註(10) 産業組合中央会『日本産業組合史』一六―七頁。主務大臣品川彌次郎の法案提出理由にいつての演説。

(11) 井上晴九『日本協同組合論』九四、一二七頁の各表を見よ。

(12) 農業関係補助金はきわめて広範で、時期的にも雑多であるが、その本格化は第一次大戰以降といつてよい。農業のうち土地改良関係の補助金政策の推移については、前掲拙著の年表（二三五頁）参照。

農業金融が問題化し、重要な農業政策として推進された理由は「農民を高利貸、商人等の跋扈跳梁……に對して護る」ことにあつたといわれている。明治三〇年からの日本勸業銀行や府県農工銀行があつたけれども、不動産金融が主で「地主階級に主としてなされ、従つてその資金が農業以外に使用されて」農業金融機関とは称し難かつた。産業組合法による信用組合は、いわば共同借金組合でありそれが村や部落を単位にして組織されたことは、農民にたいする商人、高利貸の吸着をかなり排除していつた。とくに産業組合中央金庫の設置と大正一四年からの予金部資金の貸付は、右の傾向を助長するに役立つたといつてよいであらう。たとえば明治四五年の農家負債調査による推計負債総額七億四千六百万円の借入先別割合をみると、私人（三五・九％）・貸金会社や個人貸付業者（二〇・三％）・頼母子講やこれに類するもの（八・四％）・質屋と商人（三％）・その他を含めて、いわゆる前期的貸金業者のものが約六九％で普通銀行や特殊銀行および信用組合からの借入は、わずかに三割ていどにすぎなかつた。しかるに昭和四年六月末

(推計負債総額四〇億圓)、六年七月(推計負債総額六〇億圓)の兩年の調査事例では、右の割合がほぼ逆転したのであつた。これは農業金融面において「金融業界に於て先づ銀行資本及び組合的資本が高利貸資本即ち前資本主義的形態の資本を征服するの過程」であつたといつてよい。⁽¹⁶⁾

右の農業金融面からの前期的貸付資本を漸次駆逐するということは、小農民の商品生産者が進んで、その生産物を諸販売組合を通じて商品化しえたという内的要因が、右の傾向を大いに促進しえたのである。小農民が高利から逃れる傾向は、一つの前進である。しかしそれは同時に、資本が小生産者を外業部として保持することを確実にしただけでなく、小農民の零細資金を資本制生産・蓄積に直接関接に動員するという大組織化の過程でもあつた。信用組合が⁽¹⁷⁾勸業・農工銀行の確立後に発足したことは「日本金融機構の一応の独占的編成に……信用組合が……下様に結び」つけられ、事実上の下部組織となつたことであつた。資本の有機的構成が高度化すれば、企業創設に大きな資本を要するようになり、このために社会の零細資金を動員せざるをえない。右のことは、信用組合が農民を、高利にたいして護るという任務を一応遂行してゆくと同時に「郵便貯金などと相俟つて、農村からの余分の、否、より正確にいえば不足の貨幣を集中する作用を営むところの機関となり、一つの貯金組合となつた」⁽¹⁸⁾という傾向のうちに明らかである。それは零細な農民の資金を、資本制蓄積のために吸上げるサイフ・オンの役割を果したのである。

註(13) 近藤康男、前掲書、一六四頁。なお井上晴丸前掲書一三一頁。

(14) 東浦庄治『日本農政論』一五七頁。なお近藤前掲書一四八頁。

(15) 明治四五年の農家負債の借入先別割合は、大蔵省理財局調査の数字。昭和四年六月のは帝國農会の調査であり、昭和六年七月は農林省調査。いずれも日本農業研究会『日本農業年報』第一卷第三部の「第二、農家負債の巨大化と地方金融の破綻」より。

(16) 東浦、前掲書、一五二頁。

(17) 井上、前掲書、一三二頁。もつともこうした関係は時間的にかなり変化がある。農村の郵便貯金と農村への低利資金貸出については東畑精一『日本農業の展開過程』「一六、農業低利資金の性質と現状」をみよ。

(18) 近藤、前掲書一六四頁。

大内教授はわが国資本主義の農村資金調達の第二のルウトとして「銀行・郵便局・産業組合（農業会）・保険会社等を通じて吸収された農村資金が、公債・株式・社債への投資として工業に流れる」（前掲（……）の農業問題」一二七頁）と述べている。

小生産者たる農民は、市場における競争力をもっていないし、とくに商品経済化の深化しないうちは、農産物の商品化や購買の過程で、仲買人や地方問屋の不正や詐欺を許す傾向がある。しかしながら次にのべるようなことが、農村における商人の活動範囲を狭隘化してゆく。第一に農産物検査制度の発展である。たとえば広く商品化されていた米穀についてみると、古くから国内市場が確立していて、商人による流通組織も比較的整っていた。明治初・中期にこれら商人がその声価を高めるために、同業組合等による移出検査を行っていた。しかし明治四〇年の米穀検査規則によつて検査範囲が拡大され、かつ生産検査を主とするようになった。たとえば明治四三年の実施状況を見ると、同業組合によるもの七県、府県直営一五県、府県農會管四、合計二六県であつた。大正元年には府県管二六県、同業組合管四県、合計三〇県となり府県管増加が目だつ。⁽¹⁹⁾ 検査とくに生産検査は、商品として通用する一定規格を与えるものであり、たとえ商人に売渡すにしても詐欺的傾向を排除してゆく。生産検査は急速に発展し、大正六年では内地米総生産額の四割にまで及んだ。もつとも米の商品化には、地主の小作米販売がかなりを占め、大正一三〇昭和三年の平均では三七・五％であるが。⁽²⁰⁾

農民の小商品生産と特産地化傾向の発展は、販売農産物量を増加させて共同出荷や販売組合を可能にする。産業組合における販売組合は、主として米の販売が普遍的であり、米穀倉庫の増設もなされた。その他養蚕組合・畜産・蔬菜（輸送園芸）・果樹・特用作物等の諸組合が漸次発展した。中間商人を排除しようとする販売組合の組織化とは、後述するごとく国内統一市場の確立＝資本の制圧に起因すると考えられるが、大資本が直接的に農民を統一把握したのは、主に工業原料を生産する農民である。それは製糸・製糖・製粉・醸造等の原料生産者と、資本家との供給契約にみられるが、その典型は養蚕農家の特約養蚕組合への組織化に示される。養蚕農家は資金資材や技術指導をうけるが、それによつて多くの利潤をうるのは、資本であり「養蚕組合は……分工場であり、農民はその原料部労働者である」⁽²¹⁾。ここでの独占資本は、商人的高利貸的性格をもつて小農民の前に立ちあらわれた。

購買組合の発展は、先にのべた有機質肥料より無機質への転換・その独占的肥料資本の発展を導因にしている。それは「商業資本を産業資本の下に従属化せしめんとする要求が……協同組合介入の導因」⁽²²⁾であり、資本の商品販売上の合理化（市場確実化と流通費の節約）であつた。

とはいえ右の商品流通部面の共同化ということは、それほど過大にはみられない。たとえば販売肥料の消費額にたいする協同購入金額（農会・産業組合・その他）の割合は、大正一四年で一九％、昭和二年二八・六％であつた（『肥料要覧』）。また購・販事業の大いさの指標として、販売肥料消費額にたいする購買組合売却額の割合をみると大正一〇年五三・四％、一四年五一・九％、昭和二年五二・九％であつた。米生産価額の半分（ほぼ商品化部分）にたいする販売組合の米以外を含む販売額の割合は大正四年一一・七％、九年一〇・八％、一四年二〇・二％、昭和二年二五・一％にすぎない⁽²³⁾。また養蚕組合中の特約組合の割合は、大正一五年一一％、昭和三年一五％であつた⁽²⁴⁾。販・購事業の協同化

による仲間商人排除も顕著ではなく、例えば肥料取締法に依り営業免許を受けた売買業者数は、大正一三年の四五、六八五人が昭和四年までほとんど変らず、以降漸減して一〇年までに千余人の減少にすぎなかつた。

註(19)『帝國農會報』第二卷第一二号「政府の勸業策」。なお内ヶ崎慶二郎『我國に於ける農業政策とその批判』第二章第三節參照。

(20) 荷見安『米穀政策論』、地主の徴収小作料一五百万石、販売一二百万石、生産者の米四四百万石中販売二〇万石。

(21) 近藤前掲書一二三頁、なお東畑前掲書「五、原料農産物と加工業者」參照。

(22) 井上前掲書一六九頁。

(23) 昭和十一年『本邦農業要覽』二六四頁より算出した割合である。

(24) 山田(盛)前掲書五七頁。

しかし右の諸指標から、官僚指導による上からの農業金融・農村の商品流通の共同化ということが、商人・高利貸資本を排除するのに役立たなかつたのではない。産業組合その他の農村流通(商品・貨幣)關係への介入は、当然に商人高利貸の活動場面を狭隘化するだけでなく、それとの競争、關係によつて以前のごとき不正・詐欺的増殖が制限される。また小農民經濟の商品經濟化の發展は、農民の商品流通にたいする關心を強め、商品売買の選択範圍を広めることとが、右の傾向をいつそう助長する。たとえば大正期以降の産業組合發展、とくに昭和農業恐慌による産業組合拡充(昭和七年)にたいする、商人の日本商榷擁護聯盟に結集しての反産運動展開は、その事情を物語る。ところでまた右の過程は、資本の農民把握の強化過程であり、我國ではこれが「最大限利潤法則」確立の過程と併行していつたのである。

一般に「商人資本が独立かつ優勢的に發達するのは、産業資本の成立が不じゆうぶんな時代……である。そして産業資本が優位を占めてくれば、商人資本はこのような産業資本の補助的な資本として、それに従属……独占資本の段

階になれば、いよいよ商業資本は排除される⁽²⁵⁾。わが国資本主義の急激な發展は、明治三〇〜四〇年をもつて産業資本の確立を劃し、非資本主義ウクライドを浸蝕破壊して農民經濟の商品經濟化を進め、ここに国内單一市場化がほぼ完了したといつてよい。ところが後進の日本資本主義においては、これとほぼ時を同じくして金融資本構成を開始したのである。産業資本主義の時期における商業資本は、産業資本の循環の一部を担当する資本として機能しているが、産業における独占的結合の形成は「資本の放下部面としての商業を止揚することにならう。カルテル化は、商業操作を制限し……一部分を除去し、そしてこの部分をカルテル固有の賃銀労働者たる代理販売人の手によつておこなう。カルテルは……購入と販売との価格をちやんときめ、その差額が……『商人』の手数料となる⁽²⁶⁾」のである。つまり独占は商業資本だけでなく、商人資本や中・小の資本をも事実上の賃労働者の地位におとし入れ、また非資本主義的小生産者にたいしてはより一そう苛酷な収取の網の中にくみいれて、独占機構を確立してゆく。日本の資本主義がほぼ独占へ移行する時期からの産業組合の發足と機構確立過程は、資本が旧流通担当者を犠牲にし従属させ、小農民の把握を強化する過程であつたといえる。逆いうならば、資本による小農民収取の強化が、小商品生産者たる農民を組織させ、商人を排除する傾向として現われたのである。それはわが国の産業組合運動等が、不況による農家經濟の破綻の時期に盛んであつたことによつて理解されよう。この場合、農民をとらえる産業・商業資本にせよ銀行にせよ、相手が小生産者であるから商人的高利貸的性格をもつて農民を収取する。

この段階になると、資本主義化しなかつた農業ないし農業問題を、資本が自から解決することが不可能となる。農業保護策なるものは、金融資本の最大利潤を確保・維持する範圍においてなされ、農業の立ち後れは決定的となる。⁽²⁷⁾さらに明治末期以降の單一国内市場化と、独占資本の段階になると、農業における景氣循環が工業部門の景氣循環に触

発されて、農業がはげしい恐慌におちいるようになった。⁽²⁸⁾

て、それまでの逆シエールがシエールに転化することによつて、第二に帝国の植民地・従属国よりの圧搾的な農産物の低価格大量輸移入（たとえば朝鮮・台湾・滿洲よりの米穀のトコテン式移入）によつて、第三に独占段階の一特徴たる「構成的失業」創出による半失業賃銀水準の押付けによつて、さらに資本の手離し増殖を保証する財政の巨大化による税負担の相対的過重等々によつて、農業の停滯を決定的ならしめた。

もちろんこの段階になつても、商人や高利貸が消滅してしまふわけではない。とくに日本の小農が、その資本制化の現実性を奪われたところではいまだ存続しうる。彼等は独占に制圧されながらも、そのしわよせを小生産者に押しつけて農民をいつそう没落させる。しかしその増殖と活動範囲は、金融資本の農民把握が強化するにつれて狹隘化せざるをえなかつた。

註(15) 大内方、『農業問題』、一三五頁。

(26) ヒルファーディング、前掲書、三四六頁。

(27) 拙稿「昭和恐慌下の農村財政」の視角（『農業総合研究』第五卷第二号）参照。

(28) 最近、農業恐慌論、とくにヴァルガ流慢性的農業恐慌論を批判し、農業恐慌は独占という一歴史的段階において発現するものであるという画期的研究が出されている。たとえば大内方教授の『農業恐慌』および石渡貞雄氏の『農業恐慌論』などを見よ。

〔寄生地主制の凋落と変質過程〕

右の諸過程の進行は、不可避免的に寄生地主制の基盤を動揺させるにいたつた。その原因は商品経済発展と農民的小商品生産の発展——それは自小作前進と中農標準化傾向に集中的に現われている——が寄生地主制の吸着土壤を変化させるに

至り、これが同時的な独占段階とくに一般的危機段階の、資本の農民把握・収取の深化によつて現実化したのである。そのことは後述する小作争議の激化と、その原因のうちにみられる。

地主制衰退の過程は、いちおう耕地中の小作地割合と、土地所有階層の量的変化のうちにとらえられる（統計表略）。

自小作地は票原『……基礎構造』八三―六頁、土地所有規模別農家は七六―七頁。小作地割合をみると、明治一〇年代後半と二〇年代末から三〇年代前半にかけて、二つの急増期があつた。四〇年代つまり産業資本確立以降、独占への転化の時期になると、ようやく増加傾向が停滞する。大正七年の米騒動（一般的危機開始）を転期として減少傾向に転じ、ここに地主制分解の方向が明らかとなる。土地所有規模別戸数の変化（明治四一年以降）をみると、地主制凋落傾向はいつそう明らかになる。一〇町歩以上所有階層は増加の一途にあつたけれども、大正一二年をピークとして以降急減に転ずる。五―一〇町所有層は大正一一年まで保合ないし微減であつたが以降減少に転じ、三―五町層は初めから規則的に減少している。三町以下層はこれと逆である。つまり五反未満層は一貫して増加し、一―三町層は大正元年まで、五反―一町層は大正六年までの減少傾向が以降増加に転ずる。右のうち対象的なのは五町以上層と五反―三町層の動きで、前者の増加から減少へ、後者の減少から増加傾向への転化が、ほぼ第一次大戦後なのである。ここに寄生地主的土地所有の解体への転化と、小農民の自作小土地所有者化傾向が集中的に示されている。⁽²⁹⁾

もつとも右の傾向は地域的にかなり大きな差がある（『農地改革顛末概要』八〇二頁、『……基礎構造』一〇五―九頁）。たとえば五〇町以上の大地主数の全国では、大正一二年をピークにしているが、内地では八年である。また東北六県では昭和五年、近畿六県は明治四五年、新潟県は大正九年をピークにして以降減少する。この地域性は小作地割合の変化につづいてもみられる。右の地域性は前述した商品経済の農村侵入程度の相違によるのであり、逆にいえば地主の

農業外投資市場の發展程度の相異によるといえよう。

以上の地主制凋落の過程は、地主の転身過程を促進する。その所有地を手離すという傾向は急速ではないが、蓄積貨幣を土地集中や土地の開発・諸改良に投じないで、農業外投資市場たる有価証券や産業・商業・銀行等に投じたり、給与生活者化した⁽³⁰⁾が、それはいわばレントナリー化の過程といつてよい。たとえば大正一三年の五〇町以上の土地所有者のうち、個人地主は二、四二一戸である。そのうち純地主と三反以上耕作地主は六八・一%をしめ、商業・銀行業・金貸等が一八・三%、醸造・工鉦業・会社重役は八・一%、給与生活者四・二%である。右のうち最も多い純地主と耕作地主は転身していないが、その多くが有価証券投資者であるとみてよい。たとえば昭和一〇年における新潟県⁽³¹⁾の地主のうち、百町以上地主では、総所得の七〇・二%が、五〇―百町地主では一〇・六%が配当所得である。また同県下千町歩地主の所有債券額面額は、明治三十一年に一万五千余円であつたが、三八年にはほぼ一〇倍化し大正五年が約三〇倍、昭和三年に百倍へと急増しているのに反して、小作料収入と土地所有面積は明治末期より漸減している。以上のごとき地主制の解体・転身傾向は、明治三〇年代よりの水田生産力急進に比しての小作料の相対的低下によつても促進される⁽³²⁾。しかし決定的なことは独占の農村収取の強化による農民の没落と、農業恐慌が一般的恐慌によつて触発されて発現するようになった段階における、農民経済の破綻なのである。それが小作争議を爆発させた。産業資本確立期とくに小作争議を転機とし、寄生地主の転身により、その前期資本的性格を急速にうすくしていつた。

註(29) 古島蒔掲『寄生地主制の生成と展開』によると、明治三六年以降に一一二町の小所有者層の増加傾向がみられる(一三五頁以下)。また、明治八一昭和二二年までに三町以上所有になつたことのある者八戸をみると、五戸が明治末―大正中期から所有地を減少している(一一五頁)。

前掲『歴史評論』昭和二九年六月号所載の塩沢教授の調査では、寄生地主制が農村の商品経済化と商業的農業の展開によ

つて、明治四〇年に停頓し大正初めから急速に解体に向つてゐる。ここでは明治四五年の小作爭議が画期をなし、大正一、一二、昭和初にも小作爭議がある。また大正一〇年から自作農化傾向もみられる。

(30) 農林省農務局『五〇町歩以上の耕地を所有する大地主に関する調査』(大正一四年刊)。

(31) 『農地改革顛末概要』八〇九、八一七—八頁。

(32) 小作料の交還については勸業銀行調査『田畑売買価格及び小作料額』、生産力については山田勝次郎『米と藁の經濟構造』、栗原『……基礎構造』二五五頁。

〔小作爭議の原因とその意識〕

第一次大戦後の「ロシア革命(大正六年、一九一七年)」と米騒動(大正七年……)とを劃期として、地主制は転期を劃するに至⁽³³⁾つた。それまでの小作紛争は「小作料は豊凶のいかんにかかわらず納めるのが当然であるが、非常な不作だから減免していただきたい」という小作人の要求からであり、したがつて爭議は一時的・局地的に終る傾向にあつた。しかるに明治四〇年代とくに「劃期以降」は、爭議の性格が全く變化し、小作農の減免要求は地主の温情にするのではなく、地主が当然に減免すべきであり小作人は減免をうけるのが權利であると考えるほどになつた。ここでは小作や自小作の中上層農がイニシアチブをとり、広く小作貧農まで組織しかつ近隣や全国的農民組合と提携して、長期かつ広範な遅ましい小作爭議を展開した。

爭議の發展(統計略・前掲『……顛末概要』五九、六二頁。青木恵一郎『日本農民運動史』)をみると、件数では大正六年の八一が一五年に二、七五一に急増し、昭和一〇年の六、八二四件をピークにして以降減少する。小作人組合では大正一〇年の六八一が、一五年に約四千となり昭和八年の四、八一〇を最高にして以降漸減する。

右の小作爭議の事実こそ、一切の農業理論の正否を決する試金石である。旧来これにたいする見解は、するどく対

立的であつた。たとえば一方に「小作争議は……プロレタリアートが賃銀引上げを要求するストライキと同じく……小作料をめぐる競争の法則の遂行に外ならぬ」という。他方、封建論者の多くは単に地主制の危機としてとらえ、内在的要因を農民の反封建闘争という言葉に解消する。中には小作争議をもつて「地主制の凋落」⁽³⁵⁾とする山田(盛)教授の説を「経済主義的誤謬」と断ずる経済主義さへある。⁽³⁶⁾右のごとき把握は、小作争議の発生理由とその役割の把握が、形式的・観念的であると思われる。以下に争議の原因とその内容変化の意義とについて、若干の資料を中心にして再検討する。

註(33) 山田(盛)前掲書、一七五―六頁。

(34) 向坂逸郎『日本資本主義の諸問題』、第二章第二節三。

(35) 山田(盛)「農地改革の歴史的意義」(『戦後日本経済の諸問題』一七六―七頁)。

(36) 『農村問題講座』一七頁。右の説は小作地割合や小作料が、小作争議によつてそれほど減少せず昭和に入つてむしろ増加に転ずるということに基礎がある。これに類する見解が多いが『日本資本主義講座』Ⅴ、七―八頁、前掲『……顧末概要』一四九頁以下の論等。

一般にいわれているように初期の小作人の要求は「小作料の永久的減免」が大部分で、大正年間には総件数の九一―八二%をしめ、したがつて耕作権(永小作権や小作地引上げ問題)関係は一・六―一・一%にすぎなかつた。しかし昭和になると両者の割合は接近し、農業恐慌をへた昭和七年には逆転し、一二年には前者二五・一%、後者が五七・九%になつた。右の小作人の要求は、しかし、小作争議の直接の原因ではない。問題は全国的に展開された小作人の要求が、如何なる経済的条件によつて生じたかということである。

そこで初期の争議について、小作人のどんな経済的条件から争議化したかを検討するために作製したのが第一表で

第1表 小作争議の小作人の要求原因別 (44件)

原因		事 例	件数	府県名
耕作権		3 民法施行後五〇年で永小作権消滅を恐れ。八〇町 246 悪質地主が耕作権売買を無視す 六、七町	2	大阪 富山
小作料引上げ反対	土地改良	16 耕地整理で小作料上った。永久引下げ。一〇五町 337 耕地整理で小作料上った。永久減。二七〇町 (23) 小作人の土地改良に地主小地料引上げんとす。一ヶ村 (326) 耕地整理にて小作料引上げんとす。三、〇〇〇町？ (347) 耕地整理にて小地料引上げ。？ (389) 耕地整理にて組合管理小作方式をとる。一四四町		大阪 徳島 大阪 鳥取 島根 和歌山
	その他	50 地主が土地に等級をつけ小作料を引上げんとす。三二四町 77 地主が小作料を物納化せんとす。一〇〇町 358 大地主が都市へ出て農家一戸当り村税四町増したので小作人は小作料不納。一一五町 393 二期作不可能になり小作料・口米増。土地返還。三九町 (245) 小作料引上。小作粗検査苛酷。三八町 (296) 小作料引上反対。四一町	12	埼玉 茨城 香川 高知 長野 秋田
米穀検査		26 悪地主下で小作料高。米検査にて永久減。二四〇町 327 米検査にて小作人負担増。一三七町 (78) 麦生産検査で負担増小作人団結。一六二町 (222) 米検査にて生産費高、小作人団結 五六町	4	兵庫 広島 埼玉 岐阜
物価変動、不作、小作人団結等		63 近来農産物価下落。一四八町 79 一時減、小作人団結。一二町 93 永久減、農民流出にて小作人団結。二五〇町 114 永久減、小作人団結、肥料高価。三〇〇町 127 一時減、工湯誘致も関係。三一三町 150 一時減、小作人団結。九〇町 194 永久減、小作人団結返地す。一二〇町 204 永久減、小作人団結。小作人七〇〇人 230 永久減、税肥料高価生活苦。九七町 312 永久減、小作料高すぎ。三〇〇町 421 永久減、物価高。三〇町 487 工、鑛業に農民流出、耕地過剰、永久減、返地。一〇四町 (10) 一時減、小作人団結。三〇〇町 (36) 一時減、不作、小作人団結。九〇町 (63) 一時減、米価落、肥料高価、返地。一〇八町 (92) 一時減畑小作料引上げらる。農産物価低落にて小作人結束。一二町 (137) 一時減、米価下落にて。三二町 (147) 一時減、不作。二二八町 (175) 永久減、養蠶地帯霜害、小作小団結。五六町 (195) 永久減、生産費高騰生活苦。一五〇町 (262) 一時減、不作、小作人団結。三〇町 (312) 一時減、肥料高価病害。一〇町 (363) 一時減、不作。六五町 (382) 一時減、不作、米価安、肥料その他生産・生活品高。六二町 278 養蠶不振。小作米、石当金決定で地主三六四、小作人三〇四主張。一〇〇町	25	群馬 奈良 愛知 愛知 静岡 滋賀 岐阜 岐阜 福岡 岡山 福岡 大分 京都 神奈川 兵庫 栃木 愛知 愛知 山梨 山梨 宮城 三川 山口 和歌山 富山
その他		294 藤田農場調負。直営耕作人生活苦。分益報酬改善、自由を与えよ。二六七町	1	岡山

資本主義の発展と地主性

備考

- (1) 農商務省農務局「小作争議に関する調査」一、二による。
- (2) 番号は、括弧なしが其の一、括弧付は其の二の頁を示す。
- (3) 各事例下の面積は、争議関係面積。
- (4) 大正13年の全国一争議平均面積は46町歩であるが、上の44事例中、不明2を除いた1件当り面積は282町歩。また3,000町歩以上に及ぶ2件を除いた平均は141町余である。

ある。(もつとも現実の争議は諸原因が復合されてをり、表のごとく整理すること自体が問題である。それについては原典の頁を記してあるから照合されたい。)これはほとんど大正五〜一〇年に発生した争議であるが、表註にしめたように当時としては比較的大規模な争議にかたよつてゐる。なお争議事例に東日本が少く、西日本が大部分であることは当時一般のであり、ここにもさきにのべた「地域性」が明らかである。表のうち耕作権関係と不況その他が三件あるが、少いでふれない。

米穀の生産検査実施にもとづく小作人の負担増加によつて、小作料引下げや奨励米増加要求をしたのが全体の九%である。米穀検査の意義はすでにのべたが、商品に一定等級を与えるという近代化それ自体が争議をもたらず。直接には農民負担を増加するのであり、さらに格付けによつてそれまでの「口米」が存在意義を失うからである。この争議化は、経費負担増加部分を地主に保証させるほどにまで、農民の商品経済化が進んだからである。⁽³⁷⁾

全体の二七%をしめる「小作料引上げ反対」の原因は二つある。その第一は主として地主の耕地整理や土地改良による土地生産力増大にたいして、小作料を引上げまたは引上げようとした地主にたいする争議である。『小作年報』各号にもこうした事例がかなり多くみられる。地主が土地投資をすれば、少くとも投資にみあうだけの小作料を引上げようとするし、かつそれが主目的でもある。しかるにさきの事例をみると、この小作料引上げ——商人的高利貸的増殖——だけでなく、投資にたいする利子部分の引上げにさえ小作農の反対をうけている事例をみる。これはいまや、地主の彼にしてみれば当然の増殖にたいしてさえ、小作農が反対するほどにその従属性を失つたことである。第二のその他の事例は雑多で、悪質なものもある。当時、都市の発展による都市と農村の税負担の不均衡が進んだため、地主が都市に出る傾向があつた。農民はその結果生ずる税負担増大にたいしてさえ小作料減免を要求している。

ついで最大の五六・八%をしめる「物価變動・不作・小作人團結」による小作料の一時・永久減免要求の爭議である。要求の原因はかなり差があるが、物価變動によるもの一件、不作五となる。大正期における物価變動はきわめて大きい、農産物価と一般物価の騰貴率には大きな差はなく、むしろ前者の方が高いほどであつた。⁽³⁸⁾したがつて重要なことはインフレーションと、大正九年よりの農業恐慌による農民経済の窮迫が小作爭議を激化させたのである。明治三九〜四三年を基準にすると、大正七年に物価はほぼ倍化しており、農家は高小作料とインフレーションの夾撃をうける。表における物価関係とは肥料騰貴、生産費昂騰と、米や繭価格の下落が農家生活を困難にし、小作料引下げを要求している。ともかく価格関係が原因して爭議化することは、農家の商品経済が強まり、資本の商品市場として強く把握されていることである。

右のごとく、爭議の質的變化の第一の要因は、農民的小商品生産者としての一応の確立と、統一市場に組み入れられた彼等の経済が、一般的景氣變動に巻き込まれて資本の収取を激しくうけはじめたことによる。第二は第一次大戦によつて、農業と工業の不均等發展がさらに拡大し、都市の労働市場拡大と労賃の相対的騰貴である。この事情から「工業の勃興する所に於ては、今日の労賃は一日大人二円……故に大人五日の労賃はよく一俵の米を得て余りがあり……工場附近の農民が、農業労働に嫌たらずして工業労働に移るのは無理もない……それが、流れをなし風をなし防ぐに術なき」状態であつた。かくて大正八年頃より、農村人口流出と労力不足が問題にされ「農業労働者は附近都市の發展、鉱工業の隆盛に伴い著しく減少……雇入には最も困窮」⁽⁴⁰⁾したのであつた。右の都市賃銀の高さと農村人口の流出および農外被傭機會の増大とは、地主と抗争する小作農民の結束を強化し、爭議を逞しいものにした。

それは小作人の強硬手段——土地返還戦術——が雄辯に物語る。大正一〇年六月現在で、全国道府県農会が報告した

「小作地返還状況」調査によると、その町村数八〇一、返還小作地四、九九八町歩、関係地主九、二〇八戸、小作人一七、五九八戸である。実際に返還された小作地が右のごとくであるから「小作地返還決議」をもつて地主に対抗したものはかなり多かつたと思われる。右のうち、返還地処分を終つたもの一、一六六件の小作人の返還理由別をみると収支つぐなわぬため三六一（内農産物価下落は一八、収益少いが二四三）、労力不足と転換一八〇、小作人の転業・職・他出二三九、小作関係一〇二となつており、さきにあげた争議の二要因を主としていることがよく示されているといつてよいであろう。

寄生地主は農村の地位や法律をたてにして争議に対抗し、その地位の保持につとめたが、多くの場合減免要求に多かれ少かれ応ぜざるをえなかつた。返還小作地の地主による共同耕作といえども、多くはたんに小作人にたいするデモンストレーションに終つた。小作争議による打撃と、それを生ぜしめた諸原因とくに農業外投資市場の拡大は、地主の転身過程を促進した。すなわち「田畑の利廻りは三步とか四分とかにしなければならない。その上公租公課は……重課される……須らく堅実な有価証券に乗り替え」⁽⁴²⁾た方が利益であり、土地所有は堅実でも有利でもなくなつた。地主は「商工業に投資するのが宜いといつて機会だにあらば……土地を売」⁽⁴³⁾ろうとした。かくて分割地所有の破壊の上に成した寄生地主的土地所有の経済的優位性は、小作争議と農業の相対的立ちおくれと先述した独占の国内農業制圧によつて、近代「利子生み資本」の増殖率に事実上敗北するほどになつたわけである。他方の小作農はその後、近代的分解をせず、独占の外業部として一そう深く組みいれられていつた。

さて、それ以降の小作争議は、前述のごとく昭和恐慌を転期にして耕作権問題を中心とするものに変化した。それは一般に確認されているように中・小地主の自作化を主としていたことは、昭和八年の地主の耕作権引上げ要求の三

第2表 小作争議中の耕作権問題についての内容

争議の件数	A 地主が土地を売り又は売 らうとして争議化	B 小作人の減租要求から地 主が取上げ要求	C 地主の耕作権引上要求
「第一次小作調停年報」 九八件の中の十六件	小作争議事例 60件中の10件 1. 3. 32 (地主が賃借のため売 らうとする) 47 (工場敷地へ売) (小計 5)	10. 52. 56 33. 35 34 (地主が農民組合に恐れ) (小計 3)	13 (選挙で反対派の小作人から引 上) 15 (新地主が小作料引上要求) (小計 2)
「第二次小作調停年報」 中の6件	10 (争議を嫌い売る) 38 (契約期了。他に売) (小計 2)	(小計 3)	37 (新買取人が永小作を普通小作 に変え) (小計 1)
「昭和九年度小作争議及調停事例」 九六件の中の四十七件	小作争議事例 45件中の17件 3 (銀行が地主地を売る) 12 (砂浜地へ売) 20 (所有地変化) 34 (工場敷地へ売) 17. 22. 44. (売った) (小計 7)	4. 14. 15. 25. 30 5 (中間小作人の排除要求) (小計 6)	9 (契約期切れ他に貸) 33. 45 (村議選挙時の反対派小作 人から引上げ) 40 (小作人が耕作権を他へ渡し て) (小計 4)
「昭和九年度小作争議及調停事例」 中の30件	1. 2. 7. 12. 21. 26. 13. 16. 38 (売) 8 (小作人の開拓地を売) 50 (永小作地を売) (小計 11)	4. 5. 15. 18. 19. 20. 22. 24. 27. 33. 35. 38. (小計 12)	14 (基地化のため) 17 (中間小作人が引上) 42. 46. 47 10. 11 (他から買い自作化のため) (小計 7)

備考 1. 各欄の番号は各年報記載の番号。

2. 特に記入なきものは争議の原因と全く同じか詳細不明のもの。

3. 「第二次小作調停年報」の争議は大正12年から15年までに発生し14~15に終わったもの。

分の一近くが自作化のためとなつてゐること、および争議一件当り関係面積が、大正期よりもかなり小さくなつてきたことから知れる。もつとも單なる自作化だけでなく、地主の土地売却逃げがしばしば小作人の耕作権を無視してなされたことにもよる。かくしてここでは、小作側が守勢に立たざるをえなくなつた。第二表は争議内容の詳しい大正一五年と昭和九年の『小作調停年報』から、耕作権にかんする争議だけを原因別に整理したものである。争議の原因別のうち「地主が土地を売りまたは売ろうとして争議化」した件数の総件数にたいする割合は、大正一五年が七%であるのに昭和九年は二割に近い。なお昭和九年のNo. 10, 11の他から買つて自作化のためという二件も、間接的な土地売買である。また総件数中の耕作権関係は、大正一五年では一六件(二六%)であるが、昭和九年には約五割であり、地主の転身または交代や自作化がはげしくなつたといえる。昭和九年における右のような特徴的な傾向は、さきのべた地主制の凋落過程が、昭和五年にはじまる一般恐慌によつてよく発されたはげしい農業恐慌の打撃によつて、小地主の生活問題をまでひきおこしたことであると考えられる。従来、耕作権にかんする争議を、地主の経済外的強制の発現として、また耕作権の不安定をして、この土地所有関係を封建制としてとらえる傾向があつた。⁽⁴⁴⁾しかし前表によつても、耕作権の不安定をそのように、義的に解することは、観念的にすぎるといわざるをえない。そのような理解では、なぜ大正期に耕作権をめぐる争議が少く、資本主義のいつそう爛熟した昭和恐慌以降に多いかを説明しえないであろう。小作料問題より耕作権問題への紛争の変化は、独占の農民把握の強化による寄生地主制の解体と転身過程の急速化によるとみてよい。この転身において主流をなすものは(上半身)ブルジョア化ないし諸種の給料生活者への転換であり、耕作拡大という方向は多くのばあい従来より多少とも耕作をしていた小地主の一部分にすぎなかつたであろう。総じて小作争議なるものは、封建的土地所有下の隷従民が領主にたいする抗争とは本質的に異な

つてゐる。それは資本制生産の發展にともなう農民經濟の商品經濟化・資本の国内市場拡大のもとにおける独占資本の収取強化と、植民地・外国農業の圧迫・重なる農業恐慌の襲来によつて、いわば独占資本によつて必然化されたものである。

いうまでもなく、昭和期においても(二重の独占下にある今日でさえ)商人的高利貸的寄生地主の存立基礎は無くなつたのではない。資本主義のもとで小生産農民が存するかぎり・したがつて小生産者の生産様式が止揚されないかぎり、範疇的にいつて封建制ではない寄生地主的土地所有が存続しうるからである。その可能性は、独占収取の弱いところ・商業的農業の未發展な・商品經濟化のおくれたところほど大きい⁽⁴⁵⁾。この過渡的土地所有が近代的所有へ転化するためには、ただ土地の借手の姿容変化、資本家的借地農業者が右の小生産者にとつて代ればよいのであり、借地料の高さ如何によるのではない。しかしその転化の可能性も、独占への移行とともに現實化の機会を失つてしまつた。がんらい資本の發展にとつて土地所有は桎梏なのであるが、寄生地主制下の小農把握を強化するためにも、また農民の貧困化に対する社会政策としても、この所有形体を何らかの形で調整しなければならない。それは大正期末よりの一連の土地諸政策による、妥協的調整なのであり、寄生地主制の後退過程を促進したのである。この寄生地主的土地所有の妥協的調整はいうまでもなく、さきにのべた中・小地主の耕作権を無視した土地売買や自作化のための土地取上げ等は、耕作農民を犠牲にし窮迫させる反動的な方式でなされたのであつた。地主制の危機は、そうじて一面において、資本の要求する低米価→低賃銀→高利潤ということ、他面において独占利潤確保のための市場として農村がとらえられたことに主な原因があつた。ところで彼等は、右の基本原因にたいして立ちむかうのではなく、多くは同じ・いなりいつそう制圧収取されている・孤々分立した弱い小生産農民に犠牲と負担を転嫁し、しわよせしつ

つ調整対応していつたのであつた。

註(37) 古島前掲『……生成と展開』によると、この村の大正四、五年の小作争議は「米穀検査実施の爲、衣装改良等農民の苦情多し……」(一六二頁)。なお、高橋・白川編『農地改革と地主制』八四頁以下を見よ。

(38) たとえば東洋経済研究部『明治大正農村経済の変遷』一八〇—一頁の物価指数をみよ。

(39) 山崎延吉稿『帝国農会報』第一卷第七号、大正一一年。

渡辺信一『農村人口論』によると、第一次大戦の好況は労働力需要を高め、工場労働者は大正三年九四八千人より大正八年一、六二千人に増加した。この洪水的發展は労働力不足をきたしたが「二〇道府県中、大正八年度に於ける募集認可数……に対する実際の応募者は……募集認可数の一割内外に止まつた」(二四一頁)という。

(40) 右農会報第一五卷第一三三号。

農商務省農務局の大正九年一〇月現在における農業労働者調査によると、農業労働者の減少により、需要の充されない府県は三府三一県に及んだ。このような事情は「貧乏小作人が自らの労力の一部を売却することによつて、農民的、先資本主義的性質の一半から解放されて……近代化して」(内ヶ崎前掲『我国に於ける農業政策とその批判』、二二八頁)いつたといつてよいであらう。

(41) 右会報大正一一年各号。

(42) 右会報第一二卷第五号。

(43) 右会報同卷第三号。

(44) 封建論者の多くは、耕作権の取上げを封建制の主指標として論じているが、それは近代的土地所有のもとでもありうる。このような見解が生ずるのは、近代的土地所有のもとでは「所有権と用益権の対等な対立」(小倉武一『土地立法の史的考察』五九頁)または「土地用益の商品化」(綿谷前掲論文『……古典的意義』七八頁)という範疇的な規定をそのまま適用するからであらう。この規定も土地所有は封建的ということと関連させて規定すべきではないか。前述した中・小地主の土地取上げ→自作拡大ということは主として、資本の支配による中・小地主の「生活問題」の一つの対応策であり、とくに昭和農業恐慌からあらわれ、それが土地取上げとして出てきたのではないか。

(45) 栗原百寿『農業問題入門』、二九四～六頁参照。

六、我が国小農と労賃範疇

以上で資本制生産の展開と地主制の關聯・寄生地主的土地所有のディアレクティツシユな過程についての素描(大正期まで)を終つたのであるが、ここでわが国小農の性格・とくに労賃範疇の擬制的適用についての若干の問題にふれて、右の論述の補足としよう。

寄生地主的土地所有の爛熟期以降における農民層分化が、中農標準化傾向をとつてゐることは、栗原氏の巨細にわたる分析が明らかにしている。それは「両側からの上向及び落層によつて中間の二町耕作小農が唯一の連続的な累増層をなして峯聳してゐる……小農層は……わが国農家を代表する標準的生産層であつて、日本農業はこの小農層を中心とし枢軸として發展しつゝある」⁽¹⁾のである。この戦前の中農化傾向を、上下両極層にたいする中農層のもつ經濟構造の優位性・したがつてこの傾向の「進歩的意義の内容」を明らかにされたのが綿谷氏であつた。⁽²⁾ではこの中農標準化としてあらわれる農民層分化が、したがつてこの分化過程にある農民の「自家労賃」にたいして労賃範疇Vを擬制することが正当であるか否かという問題である。

經濟學上における労賃範疇は、資本と賃労働とに完全に分離した資本制生産社会におけるものである。ここでの生産諸部門間への労働力の配分は価値法則の貫徹を通じて無政府的になされている。そのもとでの資本制農業では、「地代ではなくて利潤が剰余価値の正常の形態となつた……地代は……もはや剰余価値の一定分枝……」⁽³⁾なのである。こ

れにたいして価値法則の支配しない封建社会において、生産力の発展について「萌芽的利潤」が生ずるが、この場合には「利潤が地代の制限なのではなくて、逆に地代が利潤にたいする制限」⁽⁴⁾なのである。ところで農業が資本制化されていない、したがって本源的な地代形態から資本制地代への過渡形態、たとえば分益農制において、土地所有者の分けまえは借地農業者（自分自身の労働のみを充用するにせよ、他人の労働をも充用するにせよ）の全剰余を吸収するかもしれないが「本質的なことは、地代はこの場合……剰余価値の正常の形態としては現象しない」⁽⁵⁾のである。したがって過渡的諸形態においては、地代が利潤や労働部分に喰ひこむ場合（名目地代）でも、小農は「労働用具の……所有者として……生産物の一部にたいする請求権をもつ」から、労働範疇を擬制しようといえよう。日本資本主義の発展とくに産業資本の確立期以降には、前述したように農民の商品経済化は著しく進んでいたし、少くともこの段階では「資本制生産によつて支配されている社会状態の内部では非資本家的生産者も資本家的表象によつて支配され」⁽⁶⁾ており、大内教授もいふように労働範疇を適用しようになつていたと考える。もつとも右のごとき農民の性格、とくに事実上の賃労働者でしかないということは、労働者と同質であるとか同じ意識・行動様式をもっているということではない。資本が小農民を把握すること・ないし小農民保護政策を進めることそれ自体には、ただ経済的な・最大限利潤の確保という目的だけではなく、じつは小農の小生産者の生産様式にもとずく保守性をとらえて、資本の防波堤にしようとする一目的がかくされている。逆にいうならば、この小農は、「かれらの家が小さければ小さいだけ……暴力政策でも……支持しよう待ちかまえている。……かれらは政府の権力強化の熱狂的な促進者となり、軍国主義や・権柄ずくの官僚政治に熱中する」⁽⁷⁾という反動的傾向をもつていのである。

註(1) 栗原百寿前掲書『……の基礎構造』一九二五頁。

(2) 綿谷越夫「日本農業における中農層の形成」(『農業総合研究』第五卷第二号)。なお栗原前掲書「……農業論」第二章
 [3](一五三頁以下)をみよ。

(3) 『資本論』、第一一分冊、三六五頁。

(4) 右書、同分冊、三六二頁。

(5) 右書、同分冊、三七二頁。

(6) 右書、第九分冊、一二五頁。

(7) ヒルフーディング、前掲書、五六九頁。なお小農業生産者の進歩的側面と保守・反動的側面については、前掲拙著二一〇頁をみよ。

わが国の農民的小商品生産について、労賃範疇が擬制的に適用しうるか、またはその現われとして、農産物の価格形成に法則制を見出しうるかという点については、多くの論がみられる。⁽⁸⁾ここで最近の一・二の論者について若干の考察をしよう。栗原氏は、農地改革後の農民は「地主制から解放されて独立自営農民となつたごとくでありながら、實質的には……国家独占資本主義的家内工業の事実上の賃労働者に⁽⁹⁾顛落するにいたつた」(傍点筆者)といっている。これにたいして綿谷氏は「たしかに戦後の自作農の所得水準は、全体としては事実上の賃労働者でしかない」⁽¹⁰⁾であるが、この「自作農的土地所有者」を栗原氏のごとく律することに疑問を提している。すなわち鈴木教授の説を援用しながら、戦後の農民を「ただちに資本主義の賃労働者⁽¹¹⁾で律してしまい、彼らが機能的にも事実上の賃労働者化したということはやや早計ではないか。彼等は……なお小農であり、その労働は商品形態をとることなく生産手段の所有と未分化な形」(一七五頁)である。この自作農的土地所有のもとでは、自家労働費を労賃として観念するのではなく「一種の地代的な純収益として、理解されることに」(一七八頁)なるのであり「彼等が事実上の賃労働者(ただし結果的に)として、ようやく確保しえた最低の生活は、……労働の成果(V)としては意識されず」(一八一頁)なので

ある。そしてこの特異的な関係のうちに農地改革後における「半封建的な地主制の根の残存」(一八三頁)を見出そうとされている。

ところで、ここでの問題は小農に労賃範疇が適用しうるか否かであり、「労働の成果」の量的な問題ではない。また農業が小生産者にとどまるかぎり「その労働は生産手段の所有と未分化」なのであり、資本主義の賃労働者と同質でないことは自明でありかつ前提されていた。そのことが、適用しえない理由であれば、氏ものに云うようにはじめから問題にならない。さらにまた、この問題は農民が労働の成果を自己の「労働の成果として意識」するか否かという意識の問題でもないと思われる。小農が自家労働費を一種の「地代的な純収益」として理解することは、多かれ少かれ生産者が小生産者として止まるかぎりつきまとうものである。問題はこの小生産者が、資本制生産の内に深くみ入れられており、農産物の価格変動によつて作付を変えたりするように単純商品生産者化しており、労働市場拡大によつて吸引される状態などが一般化していることであり、そのことはこれまでの考察で明らかにみとめうることであろう。農民の「自分自身に支払う賃銀」が、「肉体的最低限界」であること、いいかえれば農産物価格の低いことは、競争力をもない「小生産者たちの貧困の結果」なのであり、それは最大限利潤のもとでは一そう激しくなる。この条件のもとでの中農標準化傾向という歪められた農民層分化のうちに、労賃範疇を適用しうるという「進歩的意義の内容」をみてとることが出来ないであらうか。

綿谷氏はさらに、櫛田氏理論を援用して「自家労働の評価欠除は、資本主義下の農民の実態だつたのであり……農民の労力が商品として農業経営に結合されていない事実から、ただちにその労働評価の欠除を結論」(一八六―七頁)したことは飛躍だつたとされる。そしてこの飛躍をうめる「中間項」を持出して、依然として自家労働の評価欠除を

主張する。その中間項とは、小農内部の家長と家族員の生産関係である。氏は自家労働の社会的評価のためには「家族員の労働の仕向先や労働時間は、家長の専断ではなく、家族全員の意志で決められるし、一日のうち労働時間以外は、彼らを主人公とする生活時間」(一九〇頁)という関係でなければ成立しえないとする。そして「潜在的奴隷制」範疇を吟味されてのち「農民の前近代的な家族関係(家長権が個々の成員にたいして抗しがたい權威をもつて君臨するような……筆者)の機能を見落してはならない」(一九一頁)とし、それは「一つの生産関係」であるからであり、したがって労賃範疇を適用しえないといわれている。たしかに農民の家族関係における封建的な面は重要であるが、戦後の農民についてだけでなく、これを一つの生産関係としてとらえることは、私にはまったく理解しえない。また農家族員と資本のもとにある賃労働者とを比較(一九三頁)して、戦後の農民にたいしてさえ労賃範疇を適用しえないとするのは「物指し」論のように思われる。

わが国の小農民経済に労賃範疇を適用したのは大内教授である。教授は「小農的経営が支配的におこなわれていて……農業が深く資本主義のなかにまきこまれていけば、農産物の価格がまったく法則性をもたず、偶然的に決定されるということはありえない」⁽¹⁴⁾。この小農的農業のもとにおいては、農産物価格は「原則として価値なし生産価格よりはるかに低い水準に定まり」(二四頁)小農民はただ彼の労賃に相当するものをうるかぎり耕作する。そして教授は昭和十一年の農家経済調査から、「農産物価格はC+Vではなくて、むしろC+O・七三Vという水準まで低下し……この不足の二七%は、兼業労働によつて獲得されている」(二七頁)とされる。この見解にたいする鈴木教授の批判には理解しがたい点があるが、それについては言及しない。

註(8) たとえば近藤康男『農産物価格問題』、石渡貞雄『農産物価格論序説』、嵯正夫『農産物価格論』など。

(9) 栗原前掲『……農業論』、一二六頁。

(10) 綿谷超夫「農地改革後の自作農の性格」、(『農業総合研究』第六卷第二号)。もつとも氏はその後(前掲)「……古典的意義」において、その論を發展させていると思う。すなわち「全般的危機の段階になると……小農の維持が資本の政策として登場」(四九頁)し、農地改革によつて、「資本主義と地主制」に代つて「資本主義と自作農」という問題が提起されねばならない……ともかく分割地農民と規定することができる(四六頁)としている。

(11) 鈴木鴻一郎『日本農業と農業理論』の「日本農業と価値法則」。

(12) 『剰余価値学説史』(大森訳)第二巻第一部、一九七—一九八頁。「多くのドイツの農民が犯すかもしれないが、資本家的借地農業者は決して犯さない」概念をいう。

(13) 柿田民蔵、前掲書、五五八頁。

(14) 大内力、『農業問題』、一一八頁。なお教授は最近、鈴木・大島兩教授にたいする反比例を書いた(『社会科学研究』第六卷第三号「価値法則と日本農業」)。

〔後記〕この小論を終るにあたり、次の点をおわびする。論点がかなり広範になつて、個々についての説明が十分でなく、かつ抽象的になつた。また紙数に限られて、実証または理解を容易にする統計資料をほとんどかき加へなかつた。かくて読者の理解をいちじるしく困難にしたであらうし、また論述に一面の強調なしとしない。なおまた、わたくしは歴史学ないし日本農業史については、まったく知つていない。そのわたくしが歴史的な問題でもあるこの小論を書いたということは、僭越のそしりをまぬがれないであろう。ただわたくしは、これまでの勉強にもとづいて、これまでの封建論争を念頭におきつつ日本資本主義の發展と地主制との関連を、経済構造的な見地からいちおうとりまとめてみたいと考え、私見を素直に出したにすぎない。諸先輩、とくに歴史学のかたがたからの御教示批判を期待する。

本稿は六月二八日にいちおうの完了後、大内教授の巨細にわたる注意と批判をお願いしたのであるが、教授の御指摘はしばしば重要な理論および私の主要な論理にまでおよぶものであつた。訂正加筆にはいる前の八月八日より、故栗原氏のすぐれた・明解な著書『農業問題入門』を読む機会をもつた。一読して極めて多くを教えられるとともに、本稿の論理と近似している点が多いことを知つた。訂正の段階であえて引用はしなかつたが、用語や私が言い切ることの出来なかつた点について、示唆と教

示をえたことを特に記しておく。

さいごに大内教授の、いつもながらの懇切な御教示にふかく謝して筆をおく。

一九五五・九・二〇

（研究員）